

第六十一回国会 衆議院 商工委員会 議 録 第 三 号

昭和四十四年二月二十五日(火曜日)
午前十時三十七分開議

出席委員

委員長 大久保武雄君

理事 宇野 宗佑君

理事 小宮山重四郎君

理事 武藤 嘉文君

理事 堀 昌雄君

理事 天野 公義君

理事 小笠 公昭君

理事 海部 俊樹君

理事 鳴田 宗一君

理事 小峯 柳多君

理事 田中 榮一君

理事 橋口 隆君

理事 石川 次夫君

理事 加藤 清二君

理事 佐野 進君

理事 武藤 山治君

理事 近江已記夫君

出席國務大臣

通商産業大臣 大平 正芳君

國務大臣 (経済企画庁長官) 菅野和太郎君

出席政府委員

公正取引委員会 委員長 山田 精一君

経済企画庁長官 岩尾 一君

官房長官 財前 直方君

官房会計課長 赤澤 璋一君

経済企画庁調整局長 八坂 陽介君

経済企画庁国民生活局長 鹿野 義夫君

経済企画庁総合計画局長 鹿野 義夫君

理事 浦野 幸男君

理事 藤井 勝志君

理事 中村 重光君

理事 玉置 一徳君

理事 内田 常雄君

理事 大橋 武夫君

理事 神田 博君

理事 黒金 泰美君

理事 坂本三三君

理事 丹羽 久章君

理事 増岡 博之君

理事 岡田 利春君

理事 勝澤 芳雄君

理事 中谷 鉄也君

理事 塚本 三郎君

通商産業政務次官 藤尾 正行君

通商産業大臣官房長 西角 良彦君

通商産業大臣官房會計課長 進 淳君

通商産業省通商局長 宮沢 鉄蔵君

通商産業省貿易振興局長 原田 明君

通商産業省企業局長 大慈彌嘉久君

通商産業省重工局長 吉光 久君

通商産業省繊維局長 高橋 淑郎君

通商産業省公益事業局長 本田 早苗君

通商産業省中小企業庁長官 乙竹 慶三君

通商産業大臣官房審議官 成田 寿治君

通商産業省重工局長 山下 英明君

通商産業省重工局長 左近友三郎君

通商産業省重工局長 椎野 幸雄君

委員外の出席者

二月十三日

委員勝澤芳雄君辞任につき、その補欠として山内広君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員山内広君辞任につき、その補欠として勝澤芳雄君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員石川次夫君辞任につき、その補欠として山中吾郎君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員山中吾郎君辞任につき、その補欠として石川次夫君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員勝澤芳雄君辞任につき、その補欠として久保三郎君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員久保三郎君辞任につき、その補欠として勝澤芳雄君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員中谷鉄也君辞任につき、その補欠として柳田秀一君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員柳田秀一君辞任につき、その補欠として中谷鉄也君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員近江已記夫君辞任につき、その補欠として田中昭二君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員田中昭二君辞任につき、その補欠として近江已記夫君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員勝澤芳雄君、佐野進君及び田原春次君辞任につき、その補欠として阪上安太郎君、川崎寛治君及び橋崎弥之助君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員川崎寛治君、阪上安太郎君及び橋崎弥之助君辞任につき、その補欠として佐野進君、勝澤芳雄君及び田原春次君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員勝澤芳雄君及び佐野進君辞任につき、その補欠として橋崎弥之助君及び久保三郎君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員久保三郎君及び橋崎弥之助君辞任につき、その補欠として佐野進君及び勝澤芳雄君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員久保三郎君及び橋崎弥之助君辞任につき、その補欠として佐野進君及び勝澤芳雄君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員久保三郎君及び橋崎弥之助君辞任につき、その補欠として佐野進君及び勝澤芳雄君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員久保三郎君及び橋崎弥之助君辞任につき、その補欠として佐野進君及び勝澤芳雄君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員久保三郎君及び橋崎弥之助君辞任につき、その補欠として佐野進君及び勝澤芳雄君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員久保三郎君及び橋崎弥之助君辞任につき、その補欠として佐野進君及び勝澤芳雄君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員久保三郎君及び橋崎弥之助君辞任につき、その補欠として佐野進君及び勝澤芳雄君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員久保三郎君及び橋崎弥之助君辞任につき、その補欠として佐野進君及び勝澤芳雄君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員久保三郎君及び橋崎弥之助君辞任につき、その補欠として佐野進君及び勝澤芳雄君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員久保三郎君及び橋崎弥之助君辞任につき、その補欠として佐野進君及び勝澤芳雄君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員久保三郎君及び橋崎弥之助君辞任につき、その補欠として佐野進君及び勝澤芳雄君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員久保三郎君及び橋崎弥之助君辞任につき、その補欠として佐野進君及び勝澤芳雄君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員久保三郎君及び橋崎弥之助君辞任につき、その補欠として佐野進君及び勝澤芳雄君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員久保三郎君及び橋崎弥之助君辞任につき、その補欠として佐野進君及び勝澤芳雄君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員久保三郎君及び橋崎弥之助君辞任につき、その補欠として佐野進君及び勝澤芳雄君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員久保三郎君及び橋崎弥之助君辞任につき、その補欠として佐野進君及び勝澤芳雄君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員久保三郎君及び橋崎弥之助君辞任につき、その補欠として佐野進君及び勝澤芳雄君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員久保三郎君及び橋崎弥之助君辞任につき、その補欠として佐野進君及び勝澤芳雄君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員久保三郎君及び橋崎弥之助君辞任につき、その補欠として佐野進君及び勝澤芳雄君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員久保三郎君及び橋崎弥之助君辞任につき、その補欠として佐野進君及び勝澤芳雄君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員久保三郎君及び橋崎弥之助君辞任につき、その補欠として佐野進君及び勝澤芳雄君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員久保三郎君及び橋崎弥之助君辞任につき、その補欠として佐野進君及び勝澤芳雄君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員久保三郎君及び橋崎弥之助君辞任につき、その補欠として佐野進君及び勝澤芳雄君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員久保三郎君及び橋崎弥之助君辞任につき、その補欠として佐野進君及び勝澤芳雄君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員久保三郎君及び橋崎弥之助君辞任につき、その補欠として佐野進君及び勝澤芳雄君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員久保三郎君及び橋崎弥之助君辞任につき、その補欠として佐野進君及び勝澤芳雄君が議長の名で委員に選任された。

同(平等文成君紹介)(第九五四号)
は本委員会に付託された。

二月二十日

染色及びメリヤス業の構造改善対策に関する陳情書(東京都千代田区四番町四日本染色協会会長 浜野茂外四名)(第五三三号)

公正取引委員会事務局札幌地方事務所の強化に関する陳情書(札幌市北四条西二北海道消費者協会会長後藤まさ)(第五五五号)

鉱業対策の強化充実に関する陳情書(東京都千代田区丸の内三の一四東京商工会議所会頭足立正)(第五六六号)

中小企業対策の強化に関する陳情書(兵庫県議會議長中林寅一)(第五七五号)

残存輸入制限品目の自由化に関する陳情書(東京都千代田区丸の内三の一四東京商工会議所会頭足立正)(第五八五号)

淀川水系の水資源開発に関する陳情書外一件(兵庫県議會議長中林寅一外一名)(第五七五号)

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件
特定繊維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第二五五号)
通商産業の基本施策に関する件
経済総合計画に関する件
私的独占の禁止及び公正取引に関する件

○大久保委員長 これより会議を開きます。
去る十五日付託になりました内閣提出、特定繊維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

特定繊維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案
特定繊維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律

特定繊維工業構造改善臨時措置法(昭和四十二年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「特定繊維工業」を「特定繊維工業等」に改める。

第二条第一項中「及び同表第二号」を「同表第二号」に、「を」を「を」に、「メリヤス生地又はメリヤス製品を製造する事業(以下「メリヤス製造業」という。及び同表第三号に掲げる織物の機械染色整理業(以下「特定染色業」という。をいう)に改め、同条第三項中「属するもの」を「属するもの」を、「メリヤス製造業商工組合連合会」とは、商工組合連合会であつてその会員たる商工組合の組合員の資格として定款で定められる事業がメリヤス製造業に属するものをいふ、「特定染色業団体」とは、民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された社団法人であつて、その社員たる資格を有する者が営む事業として定款で定められる事業が特定染色業に属し、かつ、その事業を営む者が任意に加入し又は脱退することが出来るもの」に改める。

第三章の章名を「特定繊維工業等の構造改善」に改める。

第十七条の次に次の二条を加える。

(メリヤス製造業構造改善事業計画の承認等)
第十七条の二 メリヤス製造業商工組合連合会は、その会員たる商工組合の組合員が営むメリヤス製造業に属する事業に係る設備の近代化及びこれに伴う設備の処理、生産又は経営の規模の適正化、取引関係の改善その他の構造改善に関する事業(以下「メリヤス製造業構造改善事業計画」という。についてメリヤス製造業構造改善事業計画を作成し、これを通商産業大臣に提出して、そのメリヤス製造業構造改善事業計画が適当である旨の承認を受けることができる。

2 第十六条第二項第一号及び第二号並びに第三項並びに前条の規定は、前項のメリヤス製造業構造改善事業計画に準用する。

(特定染色業構造改善事業計画の承認等)

第十七条の三 特定染色業団体は、その社員が営む特定染色業に属する事業に係る設備の近代化及びこれに伴う設備の処理、生産又は経営の規模の適正化、取引関係の改善その他の構造改善に関する事業(以下「特定染色業構造改善事業計画」という。について特定染色業構造改善事業計画を作成し、これを通商産業大臣に提出して、その特定染色業構造改善事業計画が適当である旨の承認を受けることができる。

2 第十六条第二項第一号及び第二号並びに第三項並びに第十七条の規定は、前項の特定染色業構造改善事業計画に準用する。

第十八条第一項中「特定繊維工業商工組合が承認計画に従つて特定繊維工業構造改善事業」を「特定繊維工業構造改善事業、メリヤス製造業構造改善事業若しくは特定染色業構造改善事業」に改め、同条第二項中「特定繊維工業」の下に、「メリヤス製造業又は特定染色業」を加える。

第四十条第一項第四号中「特定繊維工業構造改善事業」の下に、「メリヤス製造業構造改善事業又は特定染色業構造改善事業」を加える。

第四十二条第一項中「特定繊維工業商工組合」の下に、「メリヤス製造業商工組合又は特定染色業商工組合」を加える。

第五十九条第一項及び第二項中「又は特定繊維工業商工組合」を「特定繊維工業商工組合、メリヤス製造業商工組合又は特定染色業商工組合」に改める。

附則第二条中「昭和四十七年六月三十日」を「昭和四十九年六月三十日」に改め、同条に次のただし書を加える。
ただし、この法律の規定中特定紡績業及び特定繊維工業に係る部分は、昭和四十七年六月三十日までに廃止するものとする。

別表に次の一号を加える。
三 次に掲げる織物(幅が十三センチメートル未満のもの及びタオル生地を除く。)

イ 綿織物
ロ スフ織物

ハ 麻織物
ニ 合成繊維織物(組成繊維中に毛を含むものを除く。)

ホ 人絹織物
ヘ 絹織物

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

メリヤス製造業及び特定染色業の構造改善を促進するため、これらの業種について構造改善事業計画の承認制度を設けるとともに、繊維工業構造改善事業協会の業務を拡充する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○大久保委員長 本案の提案理由説明を聴取いたします。大平通商産業大臣。

○大平通商産業大臣 特定繊維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

現行特定繊維工業構造改善臨時措置法は、わが国の繊維工業を取り巻く内外の経済環境がきびしくなりつつある情勢の中で、その構造的脆弱性を克服し国際競争力を強化するため、紡績業及び織布業につきまして総合的な構造改善をはかることを目的として、昭和四十二年に制定され、今日に至っております。

しかしながら、繊維工業全体の構造改善を達成するためには、繊維工業の他の部門につきましても所要の対策を講ずる必要があり、この点につきましては本法制定に際し、当委員会において附帯決議をいただいたところであります。

政府といたしましては、この趣旨から、繊維製品の多様化、高級化の要請にこたえていくために重要であり繊維工業におけるキー・インダストリーともいふべき染色業と、織布業に匹敵する規模を持ち、世界的なニッチ傾向の趨勢下にあつてその成長が期待されますメリヤス製造業を構造改善の対象として取り上げることとし、通商産業

大臣の諮問機関である繊維工業審議会及び産業構造審議会の答申を得て予算措置を含む総合的な施策を実施することとした。

これにあわせ、この施策を実施するのに必要な法律の整備を得るため、特定繊維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案を作成し、提案することとした次第でございます。

次に改正の要旨につきまして、御説明申し上げます。

第一は、本法の対象業種といたしまして、メリヤス製造業すなわちメリヤス生地及び製品の製造業と特定染色業すなわち綿スフ、絹人絹等の織物の機械染色整理業を追加することといたします。

第二は、メリヤス製造業及び特定染色業の構造改善について、メリヤス製造業においてはメリヤス製造業商工組合連合会が、特定染色業においては民法上の法人であります特定染色業団体が、それぞれ、設備の近代化及びこれに伴う設備の処理、生産または経営の規模の適正化等の構造改善に関する事業の実施のための構造改善事業計画を作成し、通商産業大臣の承認を受けることができるものとしております。

そして、政府は、承認を受けた計画に従って実施される事業について資金の確保と融通のあつせんにつとめ、関連労働者の職業の安定につき配慮することといたしております。

第三は、繊維工業構造改善事業協会の業務を拡充し、メリヤス製造業及び特定染色業の構造改善事業に必要な資金の調達、円滑化をはかるための融資及び保証の業務を行ない得ることとし、この業務のための信用基金にメリヤス製造業商工組合連合会及び特定染色業団体が出損し得ることとしております。

第四は、この法律の廃止時期につきましては、構造改善事業が五年間にわたって実施されることと関連して昭和四十九年六月三十日まで延長することとする一方、紡績業及び織物業にかかる規定につきましては、従来どおり昭和四十七年六月三十日といたしております。

以上が今回の改正の主要点であります。何とぞ慎重御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○大久保委員長 本案に対する質疑は後日に譲ることといたします。

○大久保委員長 次に、通商産業の基本施策に関する件、経済総合計画に関する件並びに私的独占の禁止及び公正取引に関する件について調査を進めます。

まず、菅野経済企画庁長官から経済総合計画に関する件について所信を承ることといたします。

菅野経済企画庁長官 最近の経済情勢と今後の見通しについて申し上げます。

最近の経済の動きを見ますと、個人消費、民間設備投資等の根強い増勢を中心に引き続き堅調な拡大を示し、一方、国際収支は、輸出の増大と長期資本収支の改善にさえられて好調を続けております。

しかしながら、このように好調な経済の動きの中にあつて、消費者物価の上昇基調には依然として根強いものが見られるとともに、国際経済面においても、米国等の海外諸国の景気鈍化による世界貿易の伸びの低下が見込まれるほか、国際通貨情勢もおおむね流動的であるなど、必ずしも樂觀を許さないものがあります。

今後の経済運営にあたりましては、まず物価の安定を最重要施策とし、経済の拡大が過度にわたることのないよう慎重な態度で臨み、内外情勢の変化に応じて経済政策の機動的運用をはかることと、長期的観点に立つて、均衡のとれた持続的な経済成長の基盤の整備をはかつてまいります。

このような経済運営のもとにおいて、四十四年度のわが国経済は、実質成長率九・八％程度と、四十三年度の一二・六％程度に押し控え目な姿となる見込みであります。

次に物価の安定について申し上げます。

当面問題となつては、消費者物価につきましては、依然として根強い上昇基調がうかがわれ、四十三年度の上昇率は、当初の政府見通しの四・八％を上回り、五・四％程度になるものと見込まれております。

このような消費者物価の上昇は、国民生活面に大きな負担となるのみならず、経済の健全な発展を阻害するものであります。政府としては、今後、物価の安定のため、各般の施策を強力に推進してまいりたいと考えております。

まず、公共料金につきましては、その引き上げにより、政府が物価上昇を主導することのないよう、国鉄運賃を除き、極力抑制することといたします。

もとより、消費者物価の上昇は、わが国経済に内在する構造的な要因によるところが大きいと考へられますので、引き続き、中小企業等低生産性部門の合理化、近代化、流通機構の改善、公正な競争条件の整備、輸入政策の弾力的活用など各般の政策を地道に推進するとともに、生産性上昇部門の成果の一部を消費者に還元する環境を整備してまいります。

このような諸施策と国民各位の協力によつて、四十四年度の消費者物価の上昇率を五・〇％程度におさめたいと考えております。

次に国民生活行政の推進について申し上げます。

国民生活を脅かしているのは、物価の上昇のみではありません。

近年、経済の著しい発展により、国民の所得水準は大幅に向上し、消費生活の内容も高度化し、多様化してまいりましたが、その反面において、公害、交通事故、有害商品の増加など各種の障害が表面化してきております。

これらの問題を解決し、真に豊かな国民生活を表現するためには、人間尊重、生活優先の原則が、各方面に広く浸透していくことが不可欠であります。政府といたしましては、昨年制定されました消費者保護基本法の精神に沿つて、今後とも国民福祉向上のための諸施策の充実強化につとめてまいります。

もとより、消費者保護の問題は、地域住民に直接結びつく地方公共団体の行政の充実がなければ十分な効果を期することはできないと考えられますので、政府としては、従来から進めてきた施策に加え、消費生活センターの機能の強化など地方公共団体の消費者行政の一層の促進をはかつてまいります。

次に経済社会発展計画について申し上げます。

一昨年策定を見ました経済社会発展計画は、物価の安定、経済の効率化及び社会開発の推進の三つを重点の政策課題とする五カ年計画でありましたが、その後のわが国経済の目ざましい成長により、現段階において、経済の実勢と計画の想定との間には少なからぬ乖離が生じてきております。

私としては、上記の政策課題は、依然として堅持されるべきものであると考えますが、本計画が政府のみならず民間の経済活動の指針として重要な役割りを果たしつつあることにかんがみ、この際、総合的な政策効果の発揮を期するため、計画策定後に生じてきた新しい政策課題について検討するとともに、実勢を踏まえて望ましい経済発展の姿を明らかにすることが必要ではないかと考えている次第であります。

先般開かれた経済審議会においても、本計画の取り扱いについて同様の方針が了解されているところであり、今後、政府としても、各方面の英知を集めつつ、この問題に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、国土総合開発の推進について申し上げます。

近年における急速な経済成長と都市化の進展に伴つて、地域経済社会は急激に変貌し、この過程でいわゆる過密・過疎現象と、これに伴う各種の弊害が目立ってきております。

このような事態に対処して、都市、農村を通じて、国民のための豊かな社会を創造するためには、全国にわたつて情報・通信網と高速交通体系を整備して、国土の利用可能性を拡大し、その基

礎の上に、地域の特性に応じた開発事業を推進し、魅力ある広域生活圏を形成するなど新しい国土経営の基盤をつくり上げることが必要であります。

このような観点に立って、政府は、現在、新しい全国総合開発計画の策定に取り組んでおりますが、今後、国民各位の深い理解と協力を得て、この計画を有効なものとし、計画的かつ均衡のとれた国土の総合開発を推進してまいりたいと考えております。

最後に、日本万国博覧会の開催について、担当大臣としての所信を申し述べたいと存じます。

万国博覧会は、わが国が永年招致を意図し、よりやく実現にこぎつけた一大国際行事であり、わが国の文化、経済、産業の姿と歩みについて、国際的な理解を深める絶好の機会であると考えております。

本年は開催準備の最後の年であり、会場建設、関連事業、政府出展等の促進をはかるとともに、博覧会の運営についても万全を期する覚悟であります。

私は、日本万国博覧会が、各方面の御協力を得て、歴史に残るりっぱな成功をおさめるよう期待いたしております。

以上、主要な施策について申し述べました。本委員会及び委員各位の御支援と御鞭撻をお願い申し上げます。

○大久保委員長 次に、大平通商産業大臣並びに菅野経済企画庁長官の所信に対する質疑の申し出がありますので、これを許します。堀島雄君。

○堀島委員 実はさきよりは本来ならば公害の問題とかエネルギーの問題等について伺う予定にいたしておりましたけれども、昨夜公正取引委員会において八幡、富士合併問題についての事前審査の結果が発表されましたので、とりあえずこの問題にしようとして本日はお伺いをいたしたいと思っております。

ちょっと通産省事務局にお伺いをいたしますが、私がけさ午前九時半にお願した資料は一体何時ごろ私の手元に入るでしょうか。

○岡角政府委員 いま手配中でございますので、できるだけ早く持参いたします。

○堀島委員 公正取引委員長が十一時ごろには入られるということですから、まず先に通産大臣と企画庁長官から伺ってまいりたいと思っておりますが、実はけさの新聞を拝見いたしますと、経済企画庁長官語るといふので、こういうふうには菅野長官の見解が記者会見で発表されております。

二、公取が三品種を問題品種に指定し条件付き合併を認めたことは妥当な結論だと思ふ。一、大型合併により寡占価格を心配し、監視機構を設けるべきだという声があるが、私はよくに設ける必要はないと思ふ。国会でも今後鉄鋼価格が議論されるだろうし、社会全体が監視するのだから寡占価格が生じないと思ふ。二、国民生活審議会消費者保護部会が大型合併は消費者のためにならないという批判的見解をまとめたが、私は消費者保護部会の見解は一般論であつて、今度の八幡・富士の合併は消費者にマイナスとは思ふ。三、長官、新聞の記事でございまして、正確は期しがたい点もございしますが、おおむねこのような見解をお述べになったことに間違いございません。

○菅野国務大臣 間違いありません。

○堀島委員 そこで私もこれまでは、公取で事前審査とはいふ審査を行なつておりました際には、できるだけ外部からのいろいろな発言は差し控えたいと思つて今日までに至つたわけでありまして、けれども、方向が一応定まつた以上、私も私としては、われわれの考へておることを明らかにしながら、政府は一体真剣にこの問題に対処し得る能力があるのかどうか、この点を少し明らかにしてまいりたいと思つております。

そこで、菅野さんがここでお触れになつた二つの問題、特にうしろの部分の二つはいずれも鉄鋼の価格に關した部分についてお話しになつておると思ひます。

一つは、寡占体制になつても寡占価格、管理価格は生じないという判断をしておられるということ

と、それから物価面で消費者に迷惑を与えることではないということ、きわめて断定的な意見であります。長官は何をもつてこれだけ断定的な意見をお出しになつたのか、ちょっとお答えをいただきたいと思ひます。

○菅野国務大臣 鉄鋼は国際商品でありますので、したがつて国際的な競争がいま盛んであります。そういう意味で国際競争にうちかつたためには大型化する必要をわれわれも認めておるのであります。したがつて、国際的な競争上において価格をできるだけ低廉な価格にして外国と競争しなければならぬというような観点からして鉄鋼の価格は上がるものじゃないという私考を持つておりました。

それからもう一つは、国内においてというお考へだと思ひますが、国内においても、ほかに有名な製鉄会社がありますので、みな相当競争意識の強い会社でありますので、また従来とも激しい競争をやつてきた会社でありますからして、国内においても相当な自由競争が行なわれるというように私考しております。鉄鋼については、私は寡占価格というものは生じ得ないというように考へておる次第であります。

○堀島委員 実は二つの問題にあつたお触れになつたわけですが、一つは国際商品だから高くはならないだろうということ。国際商品であつて高くないというためには、少なくとも諸外国の製品がわが国の製品に対して競争力がある、いうなれば生産性が高いということが前提にならないといふ話の通りなと思ひます。どうでしょうか。要するに、諸外国の生産性が低くて向こうの価格が高いときに、いま日本が低価格な価格であるときに、国際価格までの間では外国のものに対して競争力がある間、価格が上がるにつれて競争力を失ふ間、値段が上がるのを阻止するということにならないのじゃないのですか。なりますか。

○菅野国務大臣 日本の鉄鋼が安いから売れるのでありますからして、それだけ競争力が盛んなのであります。

であります。したがつて、安く売ることがためには生産性を高めなければならぬということ、みんな生産に非常な苦心をいたしておるのであります。そういう意味で生産性を高めるということからしておのずから価格の上昇は来さない、私はこう考へております。

○堀島委員 ちょっと話を区別をして二つにしまし。いま国際商品という場合には国際価格と国内価格と二つあるわけですね。そこで国際価格については、やはり競争して外で売つたためには高くできないでし。これは何も鉄に限つたことではなくて、私は当委員会ではしばしばやつてきたように、たとえばカラーテレビ一つをとつても、自動車一つをとつても、国内価格と国際価格に比べても一対二ぐらいの開きがあることはあなたも御承知じゃないですか。だから国際価格が安くなるから国内価格はそれと同じように高くなるという保証は、鉄以外のカラーテレビでも自動車でもないのだから、そういう意味ではあなたはいまの論理は、第一点としては筋が通らないと思ひますが、どうですか。

○菅野国務大臣 国際競争に勝つたために、したがつて生産性を高めていかなければならぬというので、生産性を高めることはおのずからコストを安くするということになる、そういう一般論を私は言つておるのです。

○堀島委員 コストが安くなつたら製品価格はいつても下がるのですか。下がらない事実を私が提起している。あなたはそれに対してどうお答えになるのですか。

○菅野国務大臣 コストが安くなつても価格が安くならない場合はたくさんあります。それはもう堀島先生から聞かなくとも私承知いたしております。

○堀島委員 いまの論理と違ふじやないですか。

○菅野国務大臣 いや、生産性が高くなればコストが安くなるということをお申し上げておる。販売価格が安くなるということとはまた別です。しかしやっぱり外国と競争する以上は、コストを安くすることが先決条件だということを申し上げておる。

○堀委員 あなたはここで価格の話をなすつて
るのですよ。よろしいですか。寡占価格にはなら
ない、それから消費者にマイナスにはならないと
いう。消費者にマイナスにならないか、寡
占価格になるか、コストの問題では
なくて、流通する価格の問題なのです。私は
ま価格の話をしているのです。それをあなたは
コストが下がるという。生産性が上がればコスト
は下がるでしょう。しかしコストの話をしている
のじゃないのです。価格はどうなるのですか。

○菅野国務大臣 価格の構成部分はコストである
からして、したがって、コストが安くなればおの
ずから価格が安くなるというのが自然の勢いであ
ります。しかし実際上においては価格を安くして
ない商品はあります。しかし前提条件としては、
コストを安くすることが生産の必須条件で
すからして、それを私は言っている。だが販売価
格が安くない場合は、物価としてはまた別に
考えなければならぬ、こう考えておきます。

○堀委員 きわめて重要なところへきたわけだ
が、コストが安いにもかかわらず製品価格が下
らないのはどういう場合ですか。

○菅野国務大臣 それはメーカーがことさら下げ
ないとか、コストが安くなってもその余剰価値を
労使の間で分けて、販売価格はそれを安くしな
い、消費者に安く売るといふことをしない場合
に、そういう場合が起こるわけです。

○堀委員 そういうことは望ましいですか。

○菅野国務大臣 その点において私はしはしは
望ましくないといふことを申し上げておるの
です。

○堀委員 そうすると、あなたのおっしゃったこ
ととや矛盾が出てきたのは、要するに、いまの
お話でコストが下がっているにもかかわらず価格
が下がらないことは、あなたがここで言われた八
幡、富士の合併は消費者にマイナスにはなら
ない、こう特定されているわけですが、この
特定をはずして、いまの論理からいけば、コスト
が下がっているにもかかわらず価格が下がらない

のは消費者のためにならない——よろしいです
ね。それと同時に、そういうことが起こるとすれ
ばそれは寡占価格である、こういうふうな、いま
の話につながったらなるのではないですか、寡占
でなくてもなるかもしれないが。

○菅野国務大臣 それは必ずしも寡占の場合じゃ
なくても起こります。

○堀委員 寡占の場合にも起こりますね。

○菅野国務大臣 それはもちろん寡占の場合にも
起こります。

先にある現在の日本の生産性の問題について世界の
いろいろな主要国との関係で申し上げておきます
と、「わが国は諸外国との比較において、最も高
い生産性上昇を示し、従業員一人当たり年間粗鋼
生産量は、一九六六年にアメリカの一六七トンを
抜いて、一八七トンと世界一に達したと推定され
る。鉄鋼に固有の指標である鉄鉄トン当たりの
コークス比をみても、一九六〇年には六二〇キロ
グラム、一九六六年には五〇四キログラムと、た
とえば同年アメリカの七七一キログラム、六四七
キログラムと比較して、わが国は最も有利な比率
を実現してきている。またしはば問題にされ
るLD転炉の生産比率も、一九六六年にわが国
で六三％と、アメリカや西ドイツの二五％をはる
かにしの導入率であり、大体こういうふうに生
産性の一つの指標をずつと比べてみても、日本の
生産性は現在非常に高いのです。だからいまあな

たのおっしゃった国際的な商品だから安くなる
というの、すでに安いのであって、要するに輸入
その他によって価格の上昇を防ぐ力は少なくとも
鉄についてはない、こう思いますがどうですか。

○菅野国務大臣 お話のとおり日本の鉄鋼は今日
ドイツ、フランスにも輸出しておりますからし
て、要するに日本の鉄鋼の価格は国際的に見て安
い。したがって外国の鉄鋼が入るということは大
体考えられない。

○堀委員 日本の鉄鋼の価格の上昇に対しては、
国際商品であるといながらも、外国の鉄鋼を輸
入してその価格を抑制することは困難だ、こうい
うことをいまお答えになったわけでありました。そ
こで、いま私がちょっと触れておる価格の問題に
ついて、価格の変動の正確なデータをいま私は要
求しておりますけれども、たとえばトップ企業が
三〇％以上のシェアを持っているような品種につ
いては、昭和四十二年の一年間における価格の変
動を平均をしてみると、これは大体三〇％程度の
価格変動しかない。次に二〇％から三〇％の間の
シェアを持つ五品種については、これは変動率が
だいたいふえてきて二七％。シェアが二〇％以下の
六品種では四〇％の変動率がある。よろしゅうご
ざいますか。要するに現在の鉄の価格というもの
は、生産シェアの大きいところがそのシェアを押
えておるもの、非常に価格の下方硬直性が強い。
そしてたぐさんの者が分散的に生産しておるもの
はフラクチュエーションが大きいというものが現在
の鉄鋼価格の実態じゃないですか。通産省どう
ですか。その点について通産省側の見解を求めま
す。

○山下説明員 山下でございますが、お答え申し
上げます。

その前に、重工業局長はただいま法案の審議
で、間もなく参ります。その間から御質問に
お答えいたします。

カーで少数の場合でも、競争がありますと値段は
低くなる。それが鉄鋼の現状でございます。

○堀委員 何を言ったのか、ちっともよくわか
っていないですね。私は具体的に例をあげて、ト
ップのシェアが三〇％以上ある品目について、こ
れは三〇％しかフラクチュエーションがない。二〇
から三〇％の間にくると、これは二七％フラク
チュエーションがある。トップ企業が二〇％以下
のシェアしか持っていないようなものについては
四〇％のフラクチュエーションがある。四十二年
の実績についてみてもこれだけの变化があると
いうことは、要するにコストは品目別によって実
際出るんじゃないですよ。これは全体の企業とし
てのコストが出るだけで、鉄のような装置産業で
品目別コストはないわけですから。コストは下
がっているにもかかわらず、シェアを大きく持
ておるものは値段を下げない下方硬直性がある。
ここに、現在でもすでに鉄鋼価格が高位安定を
しておるという事実があるにもかかわらず、いまの
ような菅野さんの発言は、これはその方向を加速
するだけのことであって、いまのこの問題から見
ては論理が通らないんじゃないですか。

通産大臣、私がいま申し上げたことは資料で要
求してありますから、これは資料を急がしてくださ
い。ともかく私の質問が終わるまでにちゃんと届
けてください。はつきり出てくると思うのです
よ。そしておまけにこの間に生産量はものすごく
ふえておるわけですよ。よろしいですか。ものす
ごく生産量がふえておるにもかかわらず、一体価
格はこう固定しておるというふうなことは、これ
は一体何を物語っておるのか。ほかの品種がどん
どん下がっているのに下方硬直しておることは、高
位安定しておるという証拠じゃないですか。通産
大臣、どう考えますか。

○大平国務大臣 きょうは八幡、富士の合併につ
いての事前審査について一つの判断が公取からも
たらされたという段階での御質疑と思えますが、
この公取の判断は、私の承知しておるところでは、
一定の取引分野において合併によって競争が実質

的な制限を受けることになるかならないか、それが公取当局の審査の焦点であったと承知しております。

国際価格云々のお話がありましたけれども、直接には私はいくらに承知をしているのでございませう。それで主力商品につきましても、そういった懸念もなさそうだが、いま問題の三品目ですか四品目について公取の問題点の指摘があったというところでございまして、私もどうもいたしましては、公取の判断は、指摘された問題点からみればおそれる日本という領域だと思ひます。で、その領域において競争を事実的に制限するおそれがあるという判断だと思ひますから、そういうものとして受け取りまして、それでそれに対して実際にそういう懸念が解消するような対応策を会社が考えるべきじゃないか、そういうように判断しておるのでございます。

そこで、しからばいま御指摘の八幡、富士が生産をしております各品目につきまして、あなたが指摘するように、シェアが大きいものがあるいは大きくないもの、そういうものの価格の変動率というふうなものがどういう状態であったかというところ、これは一応この問題との直接の関連というよりも、日本の鉄鋼の価格形成についての問題点の指摘であろうと思ひまして、私も堀さんの御要請でございまして検討してみたいと思ひますけれども、あなたがいま指摘されたようにフラクチュエーションの幅がそういう状態になっておるといふのなら、それは間違いがないだろうと思ひます。それが実質的に競争が制限された結果なのか、またその他の要因が働いておるのか、そういう点はなお吟味を要する問題じゃないかと思ひますけれども、一応御指摘になった問題は、私もどうも十分吟味はしてみたいと思ひます。

○堀委員 私は無責任な発言を形式的にしておるわけではないわけですが、専門の経済をやっておる人たちが資料として示表をしたものでものを言っておるわけですから、私は間違いはないと思ひます。

ですが、ただそれを確認する意味で実は通産省にデータを要求しておるわけでありませう。ですから菅野さん、通産大臣もそういういま私が言っておるあり方は間違いがないと思ひます。言っておられるわけですが、あなたもそう理解されるでしやうね、その事実についてはどうですか。

○大平国務大臣 ちょっと補足しますが、あなたが言うその価格のフラクチュエーションの幅と、それに与えられた値ですね、それは一体実際の価格なのかあるいは建て値なのか、そのあたり私はちょっとはつきりしないのでございませうけれども、実際に鉄鋼には建て値がありませうけれども、現実の価格の動きは必ずしもそれを下回ったところをはってございませうから、それを把握しないといけません。これはどうも企業秘密がございまして、いまあなたに差し上げました通産省の資料もいたしておりませうけれども、そのあたりについてひとつ御勘考いただいたらどうでしやうかと思ひます。

○堀委員 いま私が申し上げた価格は、これはスタンダードは市中価格を中心に大体計算されておるから、市中価格の変動は、いわゆるひもつき価格に比べればやや大きくは出ておるまいしょう。大きくは出ておるまいけれども、私はこれまで鉄の価格論というものは、いづれこの委員会でも大蔵委員会でもやってきたわけですが、一体それじゃその鉄のひもつき価格というのは恣意的な価格かというところ、そうではなくて、市中価格に対してある程度リンクをして、市中価格は非常に安いのにひもつき価格だけは高位にずつと置くというところについては、これはやはりユーザーとの関係ではなりませうから、それはストレートには出ていないかもしれませうけれども、これはある程度比例的に動くものややはりひもつき価格だろうと思ひます。大体私は昨年商工委員会に来て以来、この価格問題について非常に重要な問題があると思つて各般の問題提起をしておるわけですが、ただ残念ながら、いま通産大臣がおっしゃる

ように、実際の価格を通産省が把握しておらぬという問題は、これは私は、もう少し必要があれば立法をしてでも実際の価格だけは通産省は承知できるといふことにしてももらわぬと、国際的なダンピング問題がしつこく出てくるさなかで、ダンピング問題が出て初めて企業に対してほんとうの価格を言えんというふうなことで一体これらの国際価格に對処していけるかどうか、きわめて疑問があるのです。ちょっと話が横道にそれますけれども、通産大臣、企業の実質的な価格ですね、流通、ひもつきとかいろいろなかっこう、こういう各段階における価格について通産省がみだりに何も全部知らなければならぬということはないでしやうが、少なくとも必要のある範囲においては承知できることにすべきではないか。国内的な問題もありませうけれども、国際的な問題としてございませうが、通産大臣どうですか。

○大平国務大臣 仰せのように、法律的な権限を持っておりますわけがございませうけれども、実際には私も承知いたしておるわけですが、

○堀委員 承知しているけれどもただ公表だけしないというところでございませう。私がいま提起しておる問題も、価格は承知しておられるのだから、その価格の中身はともかくとして、要するに実際は、私の言ったこと、これは市中価格から見てもおるけれども、あるいはいまの変動幅が四〇%というところに対して片一方の三〇%というのはちょっと差が小さいかもしれない。それはわからなけれども、しかしそういう事実があるというところでございませう。要するにトップ企業のシェアが三〇%をこえたものの変動幅とそれが二〇%以下のもので変動幅とは著しく差があるであらうというところは事実認識として間違いないでしやうね、通産大臣。

はどうですか。あなたは所管局の次長だから、次長としてはいまの実態を知っているのですか、知らないのですか。知らないならもうあなたに聞かないから……。

○山下説明員 市中価格が容易に手に入る品物、たとえば棒鋼とか型钢とかそういうものもございませうし、また先ほど先生御指摘の今度の問題三品種のように市中価格が容易に手に入らないものもございませうが、それらについても私どものほうではできるだけ価格の把握につとめておるつもりです。したがってわかっているつもりでございませう。

○堀委員 いや、わかっているというが、あなたが知っているかというのです。それじゃ鉄鋼業務課長に聞きましょう。鉄鋼業務課長、あなた全部価格を知っていますか、どうですか。

○左近説明員 お答え申し上げます。全部と申しますとなんでもございませうが、主要な品種については承知しておりますつもりでございませう。

○堀委員 いまあなたのほうにデータを要求しているのだけれども、まだ出てこないのだから、これがそれですか。これは価格はたとえば鋳物用鉄鉄の三十四年、三十五年、三十六年までしか書いてない。あと全部鋼鉄板についても三十四年、三十五年、三十六年までで、それから食カ用用ブリキについては三十四年と三十五年しか書いてないじゃないですか。私は三十四年と三十五年まで要求しているわけだ。三十四年と三十五年の価格をあなた承知しておいて、一体この重要な独禁法の問題についてこれで承知していると思ひます。これは、元談じゃないですよ、これは。

○左近説明員 それは、先ほど申し上げましたように建て値を出したものでございませうが、そのあと建て値を變更しておらないのでございませう。

○堀委員 變更しておらない。わかりました。そうすると、三十六年以來これらの四品目については生産量が著しく増加しておるにもかかわらず建て値が全然變更されていない。通産大臣、さっき菅野さんは、要するにコストが下がれば価格が下がるのがあたりまえだ、価格を下げないのは消費

者のためにならぬと言われたですね。通産大臣、企画庁長官、そう言われたでしょう。そうしてそのことは寡占価格を含めて問題がある、よろしくない。あなた言ったじゃないですか。これは一体どう解明するのですか。

○菅野国務大臣 私には先ほどの所信表明の中にも、生産性を高めて、それを消費者に還元するようにしたいということを述べております。したがって、生産性を高めるにつれて余剰価値が生ずれば、労使の間に分けるのみならず、消費者も恩典に浴するよう、そういう指導をしたいということを私は申し上げておるのであります。

そこで、いまお話ししたと価格の便宜化の問題については、それは多少その点において、いま承ったのであります。それはひとつ研究して検討してみたいと思います。ただそこで問題は、御承知のとおり、価格は供給ばかりでなく需要によってきまりますから、需要の側から価格をどう見るといふことも検討してみなければならぬ、それとあわせて検討すべき問題だ、こう思います。

○堀委員 冗談じゃないですよ。あなたは経済学博士でしょう。いいですか。生産量がふえてきているということは、需要もふえているということですよ。需要もふえておる。だから本来なら、あなたのさっきの論理からいって、生産量がふえてきて、生産性は十年間に鉄の場合には上がっている。上がっていないなんという人間は、経済をやっている者の中には一人もいないと思うのです。生産性は上がっているんですよ。コストも下がっているんですよ。長官、どうですか。

○菅野国務大臣 生産がふえるのは需要がふえるからということではあります。ところが価格は生産と需要との均衡の問題でありまして、生産が一時にふえたときには価格は安くなるし、また需要がにわかにはふえたときには価格は高くなるということでもあります。したがって価格の問題については、そのときの需要がどうであったかということも調べてみなければならぬということをお願い上げておる次第であります。

○堀委員 それはいいですよ。それはあとで言います。しかし少なくとも鉄の場合には十年間に生産性が上がっている、コストは下がるべきである、それは間違いないでしょう。どうですか。——お答えください。正式に会議録に載らないから、首を振ったって、会議録に載らないから。

○菅野国務大臣 それは間違いないありません。下がるべきだと思っております。

○堀委員 そこで、いま私がちやうだいをした資料の中で、たとえば食カンのブリキ、これは昭和三十三年に十萬一千八百円、三十四年から今日まで建て値が全然動いていない。じゃ生産量はどうかという、昭和三十三年に十六萬トンであった、それが今日は六十九萬一千トン、だから約四倍に生産量がふえた。四倍に生産量がふえて、価格は一円も動かない。よろしゅうございませうか。そしてあなたは需要と供給の関係をどう言われますけれども、あなたの言われるように、需要と供給がバランスをとっておたら値段が下がらないといふことだったなら——生産性が上がってコストを下げる、それが価格を下げる、あなた言っている。コストが下がったということ、あなたの言うようになことだったなら、価格は下がらなければおかしいじゃないですか。どうですか。

○菅野国務大臣 それは一応価格が下がるのがほんとうであります。しかし需要がそれ以上にふえておる場合には、価格は下がらない場合があります。

○堀委員 そこに問題があるのです。だってこれらの、たとえばブリキのシェアは幾らですか。通産省、ブリキの鉄、要するに食カン用ブリキに対するいまの二社のシェアというのはいくらですか。○山下説明員 八幡、富士二社のシェアは六三％強でございます。

○堀委員 だから八幡と富士で六三％くらいつくってあって、もし需要がふえてくれば、これだけ生産しているところで需要をふやせばいいんですよ。もし需要をふやさないで建て値を固定しているというのなら、これこそまさにカルテルをやっているんじゃないですか。現状でカルテルをやっているんじゃないですか。企画庁長官どうですか。——あなたにお願いしておきますが、経済企画庁というのには国民のためにある役所ですから、企業のためにある役所じゃないのですから、国民の側に立つて答弁してください。

○菅野国務大臣 企画庁のみならず、各省は国民のための役所でありまして。経済企画庁はかりお責めになるのはどうかと思っております。

そこで、いまの問題ですが、私は申し上げましたとおり、生産性が高くなれば、そこで余剰価値が生まれてくるから、余剰価値は消費者もそれから経営者も労働者もみな分けるべきだという原則を私は述べておるのであります。実際にはたしてそうであるかどうかというような問題については、これは公正取引委員会のほうでもお調べになっておられることと思っております。その点は、実際にはこれをどうする、こうするということではなくして、全体として経済政策としてそういうふうにあるべきだということを私のほうでは示しておるわけでありまして。

○堀委員 いや、私が言っているのは、きのうのあなたの談話についてずっと言っているわけですよ。よろしいですか。八幡と富士の合併は、消費者にマイナスにならない、国民生活審議会の消費者保護部会が大型合併というのには消費者の利益にならぬといったのは一般論であって、八幡、富士の合併は当たらないとあなたはきのう言ったじゃないですか。それを最初に確認したじゃないですか。

○菅野国務大臣 公正取引委員会ですらいろいろうらにおきめになったのであるし、私も同じ意見であるということをお願い上げたのであります。

○堀委員 いや、あなたはそういう意見だと言われたけれども、最初に私が、消費者のためにならないと言った、いや、これはそうではないと言った。はつきりあなたはお答えになったじゃないですか。だから、もういいですよ。——待ってください。公取は公取で聞きますよ。しかしあなたが、国民生活審議会の消費者部会が大型合併は消費者のためにならないといったことは一般論で、少なくとも八幡、富士には適用されないと言われている、私が言っているのは、いま事実関係を言っているわけだから、事実関係から来て、今日まで、合併しなくて二社のままであつて、すでに国民のために消費者のためになつていないというところを、私はいまここで事実をあげて立証しているわけでしょう。だから、あなたの言われたことは間違つています。今日までにおける事実関係においても、事実上二社であつて国民、消費者のためになつておらぬという事実があるというところを私が言っているのに対して、あなたは、じゃ、どう答えるのですか。

○菅野国務大臣 今日までにおいて、私は鉄鋼の値段というものは上がつてないと思つております。最近においては下がつておりました。

○堀委員 いま、私は、通産省の資料で動いてないというところを言つたんです。

○菅野国務大臣 動いてないということは上がつてないということですよ。

○堀委員 あなたは経済学の専門家でありながら、全然そららしいことを言つてもらつたら困りますよ。特に私が相手だつたら、ごまかそうと申したつてごまかせないですよ。絶対にごまかせない。だから私がいま言つておることは、事実に基づいて、二社の現状であつて、生産性があつて生産量が四倍にもなつて、そうしてあなたは、生産性があつてコストが下がつておる、こゝろ言われたんだから、コストが下がつておるのなら、建て値も当然下がつて、そうして消費者に還元するというのはあなたの論理じゃないですか。そうならないというところは、二社において問題があるということじゃないのですか。それじゃどうですか。

し上げておるのであります、そこには需要といふ問題もあるから、それをあわせて検討すべきだ、こう私は申し上げておる次第であります。

○堀委員 その需要側の問題はおかしいじゃないですか。供給側は、価格を安定させ硬直させるのではなくて、需要に見合った生産をして、やはりコストに見合った価格を、同じにしろとは言わないが、徐々にでも下がるべきが当然なんじゃないですか。それをもしあなただの論理からいけば、需要に見合つて価格が硬直するようにしか生産してないというのなら、これは生産に対するカルテルをやっているということじゃないですか。

○菅野国務大臣 ブリキであります、おそらくそれはかん詰めだと思ひますが、最近におけるかん詰めというのは製造は非常にふえておりますからして、したがって、その需要がふえたと思ひます。したがって、その需要に應ずべく生産が拡大されてきた、こう思つておるのでありますからして、そのブリキを安く販売することによつてまたかん詰めがなくなることになるのでありますからして、問題はかん詰めの問題においてもどうなるかということをお調べしてみたい、私はこう考へておる次第であります。だから、あなたの言うことを何も否定してはおりません。そういう事実があるとするれば、これはひとつ検討してみたい。

だから、需要側においても需要をひとつ検討したい。一がいにはシェア関係ですぐ売り値が硬直するといふように即断することについては、もう少し検討したいといふことを申し上げておる。何もあなたの言うことを否定してはおりません。ありますから……。

○堀委員 かん詰め用ブリキだけなら、私はあまりこんな大きな声をしてやりたくないのですよ。しかし、少なくともここで提起されております問題は——公取委員長は途中でお入りになったからあれでしょうけれども、皆さんのほうで競争を制限するおそれがある、あるいはにわかに競争を制限するおそれがないとは言えないという、まことに回りにくい条件がついた四品目について私は

のを申しているのですけれども、鋼矢板についても昭和三十六年以来今日まで建て値は一円も動いていないのですよ。よろしくございませうか。だから、これは単に製かん用ブリキだけというならともかくも、鋳物用鉄、鋼矢板、ブリキ、それからレール、これは全部三十六年から今日まで一円も建て値が動かないといふことは、これらの品種が二社によつて、いふならばやみカルテルによつて価格が固定されてきたといふ事実をあらわしている以外の何ものでもないと思うのですが、公取委員長、この価格の定着してきた理由についてはどうお考へになりますか。

○山田政府委員 建て値はまさに御指摘のとおり変わつておりませんが、私どもの調査いたしましたところでは、実際の取引価格、これはある程度の変化があつたように認められます。しかし、その動き方が比較的少なかったといふことは事実でございます。

○堀委員 大体中の価格まで伺ひませんけれども、建て値は一本にして、一体フラクチュエーションの幅というものはどの程度の幅があるのでしょうか。この建て値が一本の場合における幅——幅だけは、比率ですからおっしゃつていただきました。

○山田政府委員 ただいま品目別の幅ははつきり記憶いたしておりませんが、グラフでもつて描きました限りにおきましては、ある程度アップ・アンド・ダウンがございます。

○堀委員 事務当局を呼んで、その幅について公式にここでひとつ御報告をいただきたいのですが、公取委員長。

○山田政府委員 それじゃ資料としてお目にかけることになります。

○堀委員 私の持ち時間は十二時半まででございますので、できるだけすみやかにひとつ御連絡をとつて御提出をいただきたいと思ひます。

公取委員長がお入りになりましたから、すでに予算の分科会等でも議論が少しあつたと思ひるのでありますけれども、昨日の発表は一応評価してお

ります。そこで、今後おそらくこの企業は、公取で指摘をされた点について、何らかの対応策を講じた上、これはこうします、これはこうしますと紙に書いたものをもつて正式の手続をするんだらうと私は思つておるわけです。その紙に書いた手続を公正取引委員会はお受けになつて、どういふふうな手続をされるのか、最初にちよつと手続についてだけ承りたいと思ひます。

○山田政府委員 昨日は、内相談に對する一応の回答を与へましたので、したがつて、当事者が今後正式の届け出をいたしてまいるかあるいはまいらないか、これは私の存するところではないのでございます。もしも、かりに正式の届け出書が提出されまして、従来と全く内容が同じものでございしますならば、これは認められないといふことははつきりいたしております。ただ、届け出書の内容が變つておりました、問題点がかりに全部なくなつておるといふことになりするならば、これは十五條に抵触しないといふことになると考へます。手続的に申しますと、こちらといたしましては、届け出書の提出がありましたのをまづちまして、それを見て審査をいたすという形になるわけでございます。

○堀委員 そこで、まずその入り口のところだけで伺ひたいんですが、私が紙に書いて届けると言ひましたことは、このことはこういたします、このことはこういたします、これはこういたします——のほうで、紙に書いた限りでは要するにいま皆さんのほうで考へになつておる独禁法に違反しておるといふ問題は取り除かれた。紙には書いてあるわけですよ。その紙に書いてあれば公正取引委員会はその信用して、それを土台にしていまの処置をおとりになる、こういうことですか。

○山田政府委員 紙に書いておつしやいますのが、どういふ意味でございしますか、ちよつとわかりかねるのでございしますけれども、どこまでも正式の手続といたしましては、先方からも届け出をいたすならば、届け出書という書面資料をつけましたものを提出してくると思ひます。それを正

式の手続の対象といたしまして私どもは審議をいたすといふことでございします。

○堀委員 そうすると、その資料の中で、たとえばいまの製かん用のブリキの問題については、この会社の株はたとへばその他に譲りますとかといふふうな書くわけですね。書くといふことだけで悪いんですけれども、ちよつとこの場合ですから、一応紙に書くわけですね。私は、なぜ紙に書くといふ表現をとつておるかといふことは、事実行為が完了をしておりますならば、判断はきつめて明確になるわけでありまして、たとえば一例をとつて、株式を他に譲ります——事実上それが他に譲られたといふことは、事実関係を調べれば、公正取引委員会は立ち入り権もあるわけですから、おわかりになることだから非常にはつきりします。だから、私が言つておりますことは、独禁法十五條に違反をしておる部分について事実関係として確認ができるという状態に基づいて問題が出されるということであるのか、こうやりますと紙に書いてやつてきたものについても事実関係ができたものとみなして処理するののかどうかという点を伺つておるわけです。

○山田政府委員 まだどういふ届け出書が出てまいりますのか、全然わかりませんので、仮定の問題で何とも申し上げかねるわけでございますが、届け出書が出ました段階において確認されるものであれば当然これは審理の対象になるわけでございます。蓋然性がはつきりいたせば審理の対象になるといふことでございします。

○堀委員 そうすると、そのことは客観的事実をもつて挙証するのではなくて、あなたの方の恣意的な主観によつて判断をするといふことになるわけですね。

○山田政府委員 決して恣意的、主観的ではございません。客観的、合理的に判断をいたします。

○堀委員 客観的、合理的に判断をされるということは、要するに、あるこれこれのことをいたしますと云つておることが事実として客観的に判断をされることになりまして、私もこれは問題

はないと思っておるんです。ただ、こうしますといつて届け出てその結果はできない場合があるかもしれないが、そのときはたいへんな問題が起るわけですね。あなたが主観的にこれはこれでできる判断だけれども、できなかったらなら問題はあつたに残つてくると思つておるから、その点については、要するに届け出が一週間やそこらでできるはずはないと思つておるんです。その限りにおいては、あなたの言われた客観的、合理的に判断ができるという客観情勢ができるまでは相当の時間を要する。でなければおかしいと思つておるわけですから、その点について、いま私が申し上げたように、要するに将来こうなるという予測その他は伴わないで、その届け出の時点において客観的にそれらのものが十五条に違反しないという確認のもとに届け出が行なわれたとすれば、それはそういう形の事務手続をするということとでよろしいわけですね。

○山田政府委員 その時点におきまして、先ほど来申し上げましたように、客観的、合理的に判断をいたしまして、そういうことが確定であるという心証を得れば、それを採用いたすわけでございます。

○堀委員 いまの表現を伺つておると、確定であるという心証という表現であります。私は御承知のように自然科学をやっておりますから、社会科学の皆さんとは発想なりものの考え方がやや違ふところがある。私もやはり、事実というものは実験によつて確認をするということでは、自然科学として確認をしないというのが、私も自然科学をやつてきた者の発想の土合になるわけでございますから、客観的、合理的に判断をするといふことは、実験の結果、具体的にデータとして出てきたときに初めて私もそれが客観的、合理的に判断をしたということになるのであつて、何らかのデータをもとにして推計をしたり予測をしたり、要するに彼らのことばだけを信用したりということとは、社会科学の場合には実験ができませんから、そういう意味で、そういう慣習が社会

科学の場合にはある程度一般的に行なわれていると理解するわけですが、このような事実に関して、そういうような社会科学の客観性、合理性の問題では取り返しのつかないことが起こる可能性が非常に多いと私は考へておるわけですね。ですから、そういう意味で、私もものごうな自然科学的な具体的、実証的判断というものがごうな経済行為の中ではきつて重要だと考へますが、この点について公取委員長の見解はどうですか。

○山田政府委員 ただいま御指摘のとおり、社会科学と自然科学ではかなり違いがあるのではないかと思います。自然科学のほうであれば、はつきりと実験ができるわけでありまして、社会科学のほうは、遺憾ながら試験管の中で試験をするというわけにまゐりませんので、ある程度合理的、客観的な将来に対する判断というものがごうなもので出ている。かりに現在においてカルテル行為をやつていゝるものを摘発して審査をするということなら、それはもう事実がはつきりあらわれておるわけでございますから、それは自然科学と同じように分析していくことができると思つて、しかし、この合併に関する限りは、将来経済合理的に考へてどういふふうに動いていくかという予測でございます。したがつて、それが一人の人間の判断であつてはいけないために、わざわざ五名の行政委員会を判断をする、法律の精神がそういうふうな定めておるのではないかと、かように心得ております。

○堀委員 ちょっといまの問題を整理したいと思つていますが、いま公取委員長がおっしゃつたように、現在すでにカルテルが行なわれて、そのために価格が硬直しておるということならば、これは自然科学と同じように実証的に検証ができる。しかし、今後の問題については実証ができない部分があるとおっしゃるが、そのことは私も事実だと思つておる。しかし、いま私が例示をいたしましたように、たとえばブリキの問題等は、系列なり、そのところ非常に集中している関係で、たとえばこれをシェアの関係から見ても、この持ち株

は当然他に譲つてそういう系列関係を遮断するとかいふようなことを実証的にやろうと思へばできることですから、紙に書いて、こゝやりますといつて、しかしできなかったといふようなことで済まないわけですから、それは先にやつてから出してくださいといふことは言えるじゃないでしようかね。それは客観的、合理的な判断をするためにも、できることはやらせろといふことが私はやはり独禁法の十五条の精神を守るために必要なんじゃないか—できないことですよ。たとえばニューエンتریが出てきたらどうなるかといふような問題は、これはどうしようもありませんからね。ニューエンتریが出てきた場合のことを考へるしか手が無いと思つておる。しかし、そういうことは別として、できることとできないことがこの問題に関連してあると思つておるが、公取委員長どうでしょうか。

○山田政府委員 お説のとおりでございます。できることは当然させなければならぬと思つておる。

○堀委員 そこで、私はいまちよつとニューエントリの問題に触れましたけれども、これはひとつ通産省、もう鉄鋼業務課長一番よく知つておるのだからあなたに聞きますが、御承知のように、このかん詰め用のブリキ、これにはニューエンتریが途中に入つてきましたね。川崎製鉄というニューエンتریが入つてきた。シェア一〇%くらいだと思つておるが、これはいつごろ入つてきたのですか。

○左近説明員 川崎製鉄につきましては、一昨年の暮れにたしか設備ができました。昨年から生産を開始しておるといふふうに承知しております。

○堀委員 そこで、このシェア一〇%のニューエントリが入つてきて、いまの食カ用ブリキは、価格は少しは動いていますか。ニューエントリがあつたということが競争条件によつて価格に影響があつたかどうかという点について、あとで資料でいただきますけれども、どうですか、その事実。

○左近説明員 昨年の川崎製鉄の生産は食カ用ではございませんので、いわゆる難カ用と申しまして、五ガロン・カンとか、そういうものの生産に入つたわけでございます。本年から本格的に食カ用に入りたいといふことでございます。そこで難カ用のブリキの値段につきましては、われわれはやはり、ニューエントリが入りましたので値段が若干変動したといふふうに承知いたしております。

○堀委員 若干という表現はごうな経済学的表現じゃないですね。経済学的にひとつ若干というのはどの程度の幅か、きつちり言わなくてもいいですけれども、五%台とか一〇%くらいとか、少しやほりここのものを言ふときには科学的にやつてもらひたい。

○左近説明員 その点につきましては、正確に申し上げることにはちよつと困難だと思つておる。いま申すのは、ブリキにつきましては、市中価格が変動いたしますと、その場合にやはり取引先によつても、また数量によつても変動いたしますので、正確なことは申し上げられないと思つておるが、大体数千円程度でございますので、パーセントにいたしますと五%くらいは範囲内ではなからうかという感じがいたします。

○堀委員 ここが私今後のニューエントリの入つてくる場合における一つの例証になつておると思つておる。これははかにもあるかも知れませんが、比較的この四品目については、過去においてはニューエントリが入つた例がいまのブリキくらいではないかと思つておる。鉄鋼業務課長どうでしょうか。

○左近説明員 いま問題になつております品種につきましては、ニューエントリと申しますのは、実は富士製鉄がすべてニューエントリをやつたわけでありまして、といひますのは、戦後日本製鉄が分離して八幡・富士になりましたときに、鋼矢板とかブリキとかレールとかいふものは大体八幡製鉄のほりに残つたわけでございます。ところが三十年初頭に富士製鉄が新規参入をもく

ろみましてそれを果たしたというのが現段階でございませう。そのあと鋼矢板については、ごく最近、川崎製鉄なり日本鋼管なりが設備をつくりまして、新規参入を志しておるという段階でございませう。それからブリキにつきましては、御承知のとおり、そういう形になっておられます。

○堀委員 御承知のように、これらの品目についてはいまのうちにまだ事実をもって検証するに足るデータがきわめて不十分でありますから、これをそのままに予測の問題になってくると思うのです。しかし、私は少なくともいままで議論をしてまいりましたように、シェアが著しく高いものについては価格の下方硬直性がある。通産大臣、経企庁長官ともよくこれから——私どものいたいた資料というものは外に出してもいい資料、たいして役に立たぬ資料です。だから、もうちょっとあなた方内部では真実に近いもので御検討をいただきたいわけですが、私は何もここでいやがらせを言っているわけでも何でもありません。この問題の中で私は今度非常に問題が見落とされておる気がしてならないのは、公正取引委員会は確かに公正にいろいろ手続をなすつもりだと思いますけれども、新聞その他にも伝えられておりますように、要するに独禁法という法律の適用という問題と、それから国民経済という問題と、問題は実は二つあるわけですね。そうして独禁法というのは何のためにあるかといえば、独禁法第一条に書いてあるように、国民経済を維持するために実はこの法律はあるわけですね。だから、独禁法の運用というものは法律に忠実でなければならぬけれども、それを忠実に行なう思想的な背景というものは、私は何と云っても独禁法第一条の精神を生かしながら法律を運用するというものでなければ、ただ法律を法律のために運用するということでは、私は重要な問題があらうかと思っております。公取委員長、その点について、あなたも日本銀行に長くいらして、経済について長い御経験をお持ちだから、私はあなたについて信頼をして今日までおけるわけですが、しかし今度の取り扱いに

ついては、やや不安を持たざるを得ない感じがしてならないのです。それはなぜかといえ、そういう特定四品目だけの問題としてこれがすりかえられてはならないのではないかと。このことですね。これは学者の諸君もいろいろ問題を提起しておりますし、各般にわたってこの合併問題についていろいろ意見があることは御承知のとおりです。しかし、その意見が、要するに合併に反対の意見というのはいかにして競争条件を確保して、そのためによりよきものがより安くという資本主義のメリットを国民に与えるかどうかというところにかかっておると思うのです。しかし、現実には私がいままで例証してきたところでは、二社であつたときでも、なおかつそうならないという事実を、私は本日の委員会でも明らかにしておるわけですね。二社であつてもそうでなかったものが、一社になったらそれが逆によくなくなるなどということはあり得ないと思ひますけれども、公取委員長はどういうふうに判断をしておられますか。

○山田政府委員 第一段で御指摘になりました、独占禁止法を解釈いたしたあたりまして第一条の法の目的、これに沿ひまして解釈いたしていくべきというところは、全く同感でございます。その方向で努力をいたしておるわけでございます。

それから第二段の、合併をいたすと価格が硬直化するのではないかと。合併をいたすと価格が硬直化するのはないかというお尋ねでございます。これは、経済政策として合併がいいか悪いかというところ、これは別の角度からいろいろ御批判があると思ひます。私どもの立場といたしましては、競争を維持する上において支障があるかないか、こういうことでございます。これは法律の条文に「一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合」と書いてございませうので、第一条の目的に照らして解釈いたすことはもちろんでございますけれども、第十五条に忠実に従つていかなければならない、かように考えておるわけでございます。

○堀委員 そうすると、第一条の目的に沿わな

ければならないのは当然であるけれども、比重としては十五条に規定したこまかい部分のほうが比重が高いということですか。

○山田政府委員 第一条で法の目的を書いておるのでもございませうから、そのほうが重要であることは申し上げるまでもないことでございます。ただ第十五条を拡張解釈いたすといつても、これは限界がある。法律は国会の定めてくださったものでございませうから、これをたとへば改正前の当初の法律のように、競争を制限することとなるおそれがある場合、こういうふうにまで広げるといふことは、これはできないことだと考えております。

○堀委員 公取委員長のこれまでの御見解を聞いておりますと、「当該合併によって一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合」ということですが、これは、シェアについては三〇％を越えるものはそういう可能性が、そのことは私もこの前に確認をさせていただいたことがあつたと思うのですが、それといまのお話は、どういふ関係にあるのでしょうか。

○山田政府委員 三〇％云々の数字はおそらく元の横田委員長時代に国会で御発言があつたと記憶いたしております。そのときの速記録を拝見いたしましたところ、一応三〇％を警戒ラインとして、というところでございます。私も先般の委員会において、一応三〇％を警戒ラインとするというふうに申し上げました。三〇％を機械的に、三〇％ならいいけれども三〇％になったらいけない、かように運用する気持ちは全然持っておらないわけでございます。

○堀委員 私もそんなふうに考えておりません。考えておりませんけれども、この入幅、富士の場合、三〇％とか三五％という問題ではなくて、各品目について相当にシェアが高いわけですね。単にシェアが高いだけではなくて、要するに、このシェアの大きい入幅、富士の次、第二番目にある企業のシェアというものが相当に高ければ、こ

れはまた話は別だと思ひます。御承知のように、寡占の状態といふものの中には、並列的寡占といふものもありませうけれども、ガリバー式の巨人的なやつがついて、その周辺に小さいのがパラパラといふという寡占もあるわけですね。まさに今度のこの問題は、そのガリバーの寡占状態になるというところですね。非常に巨大なものがあつて、あとは非常に小さい状態です。この状態は、この前の紙ときわめて同じような条件が出てくると私は思ひます。王子三社が合併したら、それに次いでいる大昭和製紙のシェアといふものは著しく低いといふことは申し上げるまでもなかつた過去の経緯でございます。

そこで、私はちよつとここで申し上げておきますけれども、たとえば主要品目の中の、いまの例外分でないに、大型形鋼では、合併会社の比率は六〇・二％になります。二位の川鉄のシェアは九・七％しかないですね。それから、一番大きい主要製品である冷延鋼板コイルの場合は、合併会社の三九・三％に対して二位の日本鋼管は一三・八％、厚板では、合併会社の三一・六％に対して二位の川鉄は一七・八％ですから、いずれもこの主力商品については、合併会社のシェアと二位との間の格差が相当著しいものがある。このことは、私は結果として管理価格を生みやすい条件がある、この判断をしておるわけですが、こういう角度については公取委員長はどういうふうに御判断をしておられますか。

○山田政府委員 第一位の会社と第二位の会社との間の格差が著しく離れるという御指摘でございますが、これも改正前の法律には、御承知のように集中排除法もございまして、それから独禁法の中の条文にも、的確には記憶しておりませんが、これも、企業間の格差が著しく大きくなる場合といふのがはつきりと十五条に入つておつたわけでございます。これは、その後改正によつて削除されている。ですから、その企業間の格差といふことは一つの要素としてむしろ考慮いたしますけれども、私どもの立場といたしましては、その合併に

よる企業構造の変化、また需要業界の模様、それから同業競争の牽制力、これらの点を、あるいは代替品でございませうか輸入の可能性でございませうか、これらを総合的に判断をいたしまして、実質的な競争の制限になるのかならないのか、そういう判断をいたした次第でございませう。

それから先刻お尋ねのございましたブリキの価格でございますが、三十六年から四十二年までの間におきまして約一割五分の変動がございませう。最高値と最低値では一割五分の変動がございませう。絶対数は……これは個々の会社のことでございます。

○堀委員 それでは絶対数は伺いませんが、その三十六年と四十二年の両端は一体どのくらい差があるのございませうか。

○山田政府委員 三十六年と四十二年の間で約九割下がっております。

○堀委員 実はさっき私が申し上げた各種の生産性の上昇、コストの低下から見ますと、三十六年から四十二年までの間に九割しか下がっていないという事は、他の品種の下がり方に比べると、これはやはり下方硬直性があると思ふべきではないかと思ひますが、公取委員長、いかがでございませうか。

○山田政府委員 これは先ほど申し上げましたように、高いところと安いところでは相当の開きがございませう。一割五分近い開きがございまして、その間においてあるいは一高一低いたしてありますので、たまたま三十六年と四十二年だけを比べましてどう判断をするというわけにはいかないと思ひます。グラフでこの趨勢を描きますと、下のほうに向かつておるといふことは事実でございませう。

○堀委員 私は、下のほうに向かつていないと言っているのじゃないですか、下のほうに向かつていますけれども、それは要するに全体のコストの下がり方のカーブ、あるいは他の主力商品の品種のカーブ、それは当然、さつき菅野さんのおっしゃったように、特にトップ企業のシェアが二〇%

以下のものは、ちょっとここで申し上げたように四〇%から一年間フラクチュエーションが市中価格でずれけれどもあるわけですから、それだけあるということと同時に、そういうものは私はこれもやはり下方に下がってくるべきですが、この傾向線あるいはコストの傾向線と、いまのブリキのようないブリキでなくとも、この問題になつておる品種はおおむね条件は同じだろつと思ひ、建て値が同じになつておるところを見ますと同じだろつと思ひますが、これはやはりカーブがだいぶ違ふのじゃないでしょうか。やはり水平に近い方向にこれらのいまの四品目というものはあるじゃないか、こう思ひますが、いかがでしょうか。

○山田政府委員 おおむね似たような傾向にございませう。ほかの品目についてもございませう。

○堀委員 それはいまの四品目がおおむねということでございますね。——それはけっこうです。おそろくさうだろつと思ひます。さうではなくて、要するにコストの下降線、いまの品種別じゃないです、今度は全体のコストですね。鉄のコストという製品コストは、品種別には、いまは鉄はなかなかむずかしくて出せないと思ひますから、トータルとしてのコストで見るとあるだろつと思ひますね、三十六年から四十三年くらいまで。同時にまたその他の主要製品、さつき私が申し上げたシェアが二〇%くらい以下で、要するに競争が最も激しく行なわれておるといふふうに見られる品目というものは、私は一番コストに近い下降線をたどるだろつと思ひますね。コストをあまり割つたものではこれは商売になりませんから、コストぎりぎりであるのじゃないかと思ひますから、そういう品目のカーブと、いまの四品目のカーブは、片方は水平に近く下がつてはおりません、片方はもつと下がつてきているのじゃないかというのを伺つたのですが、その点はいかがでございませうか。

○山田政府委員 コストは私どものほうでは調査をいたしておりますので、私どものほうはご心配でも競争条件があるかないかという点に着目し

ておるものですから、個々の企業のコストの調査はいたしておりますわけですが。

○堀委員 ですから、コストを最も近く反映して思われる競争品目の下降線とはどうだろつかというのを伺つておるわけですが。

○山田政府委員 ほかの品目の下降線を、ちょっとはつきり記憶いたしておりますけれども、多少の差はあるかもしれません。品目によりましていろいろであらうと思ひます。

○堀委員 次回までに、あなたの方ではさういふ調査をなさつたのでしたら、品目別でけっこうですから、ひとつ委員会に提出していただきたいと思ひます。要するに、主要品目といまの四品目、これについて昭和三十三年くらいから、いづゆるフラクチュエーションを修正して、一つの傾向線として出してくださいだろつと思ひますから、委員会に提出していただきたいと思ひます。よろしくございませうか。

○山田政府委員 それは差し上げることにはいたしたいと思ひますが、コストはございませうから、その点はどうぞ……

○堀委員 そこで、分科会のほうで法律的な議論はされておると思ひますけれども、これは仮定の事実になつてきますけれども、届け出がされた場合には、法律に基づいて当然審判を行なうという成規の手続を踏まれるということだと思ひます。いかがでございませうか。

○山田政府委員 法律に定めてございませう成規の手続をとりたいと思ひます。審判を開くか開かないかは、そのときに委員会において決定をいたすわけでございます。

○堀委員 審判を開かない場合は、それはどういふ場合でございませうか。

○山田政府委員 審判を開きませんでも、委員会において判断が明白であつたという場合には、從來審判を開かないようになっております。

○堀委員 そすると、事実が明白であるという事は、さつきお話しになつたように、できることは全部やつてきて、その上で出されたという前提

があるというところの場合でございませう。

○山田政府委員 くだいようでございませうけれども、できることは全部できていなければいけないと思ひます。それから、さしあたりすぐにはできないということでありまして、合理的蓋然性がありまして、何らかの保証があつて、これが実現されるということが確実だということでございます。すれば、それも当然考慮されると思ひます。

○堀委員 いま、将来に蓋然性があつて確実だと見込まれると、さうおっしゃつたわけですが、それが非常に気になることなんですね。確実に見込まれるという判断がそこなされていたら、将来的に蓋然性があつたけれどもさうならなかつた、見込んだけれどもさうならなかつたということが起きる可能性がないという、何らかの保証がある場合ということになりますか。

○山田政府委員 これは全く仮定の問題でございませう。事柄の内容によりましていろいろと違つてくると思ひます。事柄の内容によりましては、それが実行されなかつた場合にその処分を排除命令を出すとか、さういふことが考えられる場合も当然あると思ひます。

○堀委員 そこで、時間の関係で通産大臣にお伺いをいたしますが、まだいろいろ問題が残つておりますから、今日これで合併がそのまますつと予定どおりいくかどうかについては、私まだやや疑問が残つておると思ひます。残つておると思ひますけれども、しかし、一般的に、新聞その他の感からすると、どうもさういふ方向にいくのじゃないかという感じがしております。あなたの新聞記者会見を拝見して、あなたのおっしゃつておる独禁法は独禁法、産業政策は産業政策ということであると思ひますが、あなたも池田さんの、何といひますか仲間というのですか、後継者の一人です。私は、要するに競争に基づく成長を促進するといふことが池田さんは国民のために、国民経済的にいいという判断でされておられたと思ひますが、通産大臣はどうですか。池田さんのさうい

考え方は、あなたも大体そりだという立場に立っていらつしやいますか。

○大平国務大臣 公正な競争状態が保証されておるといふことが経済の健全な発展の原動力であるという認識をかたく持つております。

○堀委員 それは一般論としてそうでしょうが、池田さんの発想というのは、やはり成長させるというところは非常に重要だ、そのためには、しかしやはり競争も必要だということだつたらうと思ふのです。成長というものは競争がなければ大体においてとまるから、そういうことだと思ふますが、その点の考え方は池田さんの考えておられたこととあなたとあまり変わりはないだらうと私は思つておりますから、どうですかと伺つたのです。

○大平国務大臣 別に変わりはありません。

○堀委員 私は前段で少し触れてきたように、少なくともいまの四品目については、資料が必ずしも私も明確なものをちやうだいしておりませんから、隔靴掻痒の感がありますけれども、やはり下方硬直性が強いという判断をしておるわけですが、しかしこれも、これまでの二社というのは、八幡、富士といつて、いまは合併のあれが出ておりますが、かなり激しい競争を行なつておつたのですね。激しい競争を行なつておつたおかげで、いまの状態があつたという事実がある。これが一社になつた場合における将来の予想という問題については、象徴的に私は四品目を出しておりますけれども、さつき独禁法の前の法律では企業間格差の問題もあつたし、いろいろあつたといふことをいま公取委員長もお触れになつたように、それがなぜあつたかといふと、そのことはやはりそういう競争制限になつたという判断があつたからそういう法律があつたわけですから、それをこの前改めた。改めたといふのは、そのときの情勢でしかたがありませんけれども、やはりそういうところに問題があることは間違いないと私は思ふ。御承知のように、アメリカのベスレヘムとヤングスタウンの一九五八年における合併がだめになつたとい

ろいろな経緯は、日本の場合に比べると著しく違ふのです。当時、USスチールといふ二九〇のシェアのあるものがあつて、この二つが合併されても二一〇くらいにしかならないといふことであつたにもかかわらず、アメリカ司法省はこれを却下したといふ事実がある。そういうことで却下したけれども、なおかつアメリカでは実は鉄鋼問題はなかなかかばかしの状態になつていないといふ先例があるわけですね。アメリカでは、もしこれを認めれば、クレイトン法の七条といふものは無効になるといふことがこのときに言われておる。その点では私は今度の八幡、富士の合併問題とこの十五条の二項といふ問題は、このベスレヘムとヤングスタウンの例にやや近くて、しかし重要な問題をはらんでおる、こういうふうには私は判断したわけですね。そこで、これまでしつぱし私はこの委員会でもやつてきたわけですが、これまで通産省は、特に鉄については過保護の状態であつたと私は見ておるわけですね。要するに、少し生産過剰になれば、粗鋼減産などという少々とくも独禁法からいへば不適当な処置をとつたり、きわめて過保護で今日になつてきたと思ふのです。が、かりにもしその合併が成立したという場合においては、これらの過保護の処置は取り払わなければならぬ。いま過保護をやつておれば国際的にも問題が起きる時期でもありますが、当然このういふ過保護状態を取りはずしていろいろな平電炉メーカーの問題を出されるけれども、設備調整等の問題、価格問題については、いよいよこれからは競争をはつきりやらせようといふことにならなければならぬ段階になつたと思ひますけれども、通産大臣、これに對してどう考えておられるかお伺ひしたい。

○大平国務大臣 きよう堀さんの御質疑を拝聴しております。ほくはこの富士、八幡の合併問題が起きてからの論議をすつと新聞や雑誌のものをちらほら見ておりましたの感じとやや違ひまして、あなたは自然科学の素養を持たれておるせいもありですが、非常に実証的なアプローチを実証

的な角度から問題にされたことに敬意を表します。それで私は、こういう問題は成心をまじえずに、事実を事実としてしんがり強く説明していくべきことだと思ひます。それで、その点について私は通産省へ参りましていろいろな勉強をしてみたのですが、この間も予算委員会での合併に關連した御質問でございましてけれども、社会党の同僚の方から管理価格論が出て、きようのあなたの論議の底にもやはり管理価格に対する警戒、それがにじみ出ておるように思ふのでございす。その問題もやはり日本の経済の実態でいへば実証的な研究が要するのじやないかというように私自身思ふのです。たとえば、私どものほうで調べたところによりますと、非常に競争の激しい業態、それから寡占形態をとるもの、超寡占形態になつたもの、そういう市場構造別に粗鋼の製品の価格の推移を調べてみますと、皮肉にも競争が非常に激しいものほど高くなつておるのです。それで超寡占のほうは下がつておるのです。これは一般の寡占形態ならば価格が硬直化するあるいは上がる傾向を持つといふことに対する何か違つた傾向が出てきておると思ふのです。しかしこれは、一体それでは本来寡占理論を否定したものかといふと、私はどうも、先ほど成長論が出ましたけれども、日本の経済の成長が非常に早い、生産性の上昇も非常に早い、とりわけここ数年のうちに大型の投資が非常にたくましく行なわれておるといふような状況の中で、その成長性がそういう傾向を消してまいりました、それで価格が下降しておるのじやないかと思ふのですが、このあたりはやはりこういう問題を扱う場合に、あなたの言われる実証的な精神で見なければならぬのじやないかと思ふのです。つまり観念論でなくて、成心を持たずに、こういう問題は真剣に論議をして真実を究明していくべきじやないか、そういう基本的な考え方第二段で言われた鉄鋼業に対する保護政策、これは公取制度なんかについての言及じやないかと思ひます。それで、いま公取制度とい

のは一体機能しておるのかといふと、ほとんど機能していないのでございす。それから先ほどあなたから議論されましたが建て値問題、これも富士とか八幡の標準価格でございまして、実際の市場価格はそれから何割か下回つておるとか、ほかのメーカーが必ずしも追隨してないとか、こういうわけのわからぬ制度があるわけではございす。それで、これはやはりあなたがおつしやるようにすつきりさせなければならぬのじやないか。何もこういう機能は退化したものを残しておく必要はないのじやないか。もつとも、私のほうもいろいろ御検討をお願いする審議会や部会がございまして、こういった問題も御検討をいただいておりますわけではございすから、これは私は別にどうしても維持しなければならぬとかいふように片意地には考えないのでございまして、皆さんがごくりべらるに議論していただまして、それでもういろいろものはやめようじやないかといふことであるに、私は別にそれに対して抵抗なくやめることに異存はないのです。

○堀委員 ちょっと時間もうあれですから簡単にひとつお答えをいたしたいのですけれども、もう一ついまの過保護の問題の中には設備調整の問題があるのです。なるほど、それは産業全体の問題として、設備調整といふのはある程度やむを得ない点もあります。しかしそれでなしの設備調整——産業全体といふのは、景気動向に對する調整という面ではある程度やむを得ないでしようけれども、要するに鉄鋼内部でいろいろシェアやなんかのためにだつと出てきたといふことについて、これまでいろいろな問題があつたわけですが、ですから通産省は少なくともこの点について介入はしない。要するに、ここでかなり自由に設備をやらせようといふたてまえにならなければ、一つ問題が出てくると思ひます。しかし、それだからといって、これは何も必要にして十分なあれじやなくて、私はその程度は競争条件を維持するために必要だといふ判断です。そこまで規制をすればこれはもう競争はとまつてしまひますから

ね。だからその点に問題が一つあるので、設備調整については、いまの産業全体に対する問題は別として、要するに鉄鋼業そのもののプロパーの設備調整問題というものは、それは平炉、電炉の問題もありましようけれども、これまでのようなことと違って、やはりこれは自由化をいくというところであるべきだと思うのですが、どうでしょう。

○大平国務大臣 これは従来も自主調整というかつこうで民間側の判断にゆだねておるわけでございます。それがいよいよきまらぬ場合には通産省に持ち上げてくれという議論も一部にあるわけでございますけれども、私どもとしては、そういうことでなくて、あなた方でよく協議しておやりなさいという態度で突っぱねております。

○堀委員 終わりにひとつ菅野長官、あなたに言っておかねければいけないのですが、あなたが長官に就任される前、昨年、実は経済企画庁はビールの値上げは反対だ、こう言っていたが、いざいざと、実際ビールは一方的に上がってしまったわけですね。宮澤長官は切歯扼腕したけれどもどうにもならなかったという先例が実はあるのです。これは私は非常に象徴的な例だと思っております。いま寡占状態における価格というものは、どこかプライスリーダーが価格を上げれば、それに追随して上がってきた、それについては政府は何ら介入権がない。ビールが高いのはけしからぬとわれわれも国会で言つたし、国民も言つても、企業は上げる。これがごく近い一つの例なんです。だから私は、少なくとも、これはどっちかといったら、通産大臣がもっと産業の方向で発言をして、経済企画庁長官は慎重を要するというような話をはわかると思つたんだけれども、全然逆なんです。この新聞の記者会見がですね。私が国民のため国民の利益を言っているのは、あなたのごころに物価の問題が与えられているのですよ。いまあなたの仕事の一番重要なのは物価じゃないですか。そうでしょう。だからもう少ししやんとしてもらはぬと、実際、国民のためにすべての官庁が

あるなんというなまぬるいことを言ってもらつては困るのです。どうですか。ビールの問題を考えながら、今後の鉄の価格問題にはどう対処するのか、簡単にちよつとお答え願ひたい。もう一つ私は公取委員長に聞かねければならぬ。

○菅野国務大臣 今度の合併問題に關連して寡占価格というようなことがもしも実現するようなことであれば、そういう危険があれば、われわれももちろん賛成しなかつたわけでありまして。しかし、先ほど来の寡占価格というやうなものについては心配ないということと今度の合併については私は賛成したのであつて、もしもそういうやうなおそれがあれば、これはまた公取のほうの活動も促すし、またわれわれとしても、そういう点についてはできるだけ業者にも注意するといふやうなことをやるべきだ、こう考えております。

○堀委員 公取委員長に、実は私はこの前衆議院から海外に派遣をされておりました、王子の合併問題のときにはこちらにおりませんでしたから、帰つてきて委員会で、公正取引委員会の内部の実情が外部に漏れ過ぎておる、これについては厳格な処置をお願いいたしたと思つたのです。ところが、今回の経緯についても、実はきのうの朝には「八幡・富士合併、公取委、きょう結論通告」、これはいいですけれども、「条件付きで承認へ、問題指摘は三品種」、「鋼矢板にも疑念表明」、こり出てるわけですね。どうして外にこれがわかるのでしやうかね。「公取筋によると」といふのがしばしば出てくるわけですね。私があれだけあなたにあのとき念を押しておきながら、あなたは責任を持つと言われながら、これでは公取の規律なんといふのはなつておらぬといふことになりはしませんか、どうですか。

○山田政府委員 私どもの内部から漏れたとは考えておりません。これは新聞記者諸君がいろいろな活動をいたしまして、観測と申してはなんでありませんが、したがって、各紙によりまして、いろいろまちまちなものが出ております。大体の想像、観測に属することと思ひます。

○堀委員 幾らあなたがそうおっしゃつても、国民はそうは思ひません。私は、山田さんという方は非常にきちんとした方だと思つておりましたから、前回は、そういう意味でそういう発言をいたしました。そのかわり私たちが委員会における取り扱いは遠慮をしよう、非常に私は紳士的に問題提起をしてきたつもりです。しかし、今度の経過をずっと見て、ときどきあなたがおいでになつて、それは見込み記事でございましておっしゃつても見込みがこれほどきつちり出るはずはありませんよ。これはあなたはお漏らしになつていないでしやう。

しかし、どこかにそれを漏らしておる人間がいなければ、こういう事態にはならぬと私は思ふのです。私は、今度の経過を見ながら王子が取り下げたのは実際もつともだと思つたのです。これだけつうつで抜けているのですから。どこから抜けているかは別として、私は、公取がもういまのやうなああい秘密であれでなしに、今後は、こういう事前審査のやうなことをやめて、やはり公開のもとに処理をして、そういう秘密工作によつてやるという表の処理をしながら裏では全部ニュースが抜けて、特定の者だけが事実を知つておるなどというやうな不適当なことは今後やめていただくたいと思つたのです。よろしうございませうか。どうでしょう。

○山田政府委員 むろんその方針でいたしたいと思ひます。私どもの内部から漏れたとは全く信じておりませんけれども、今後とも十分綱紀を厳正にいたしてまいりたいと思ひます。

○堀委員 終わります。

○中村(重)委員 関連で二、三質問いたします。いまの堀委員と通産、経企両大臣並びに公取委員長との質疑応答を聞いておりました、どうも理解に苦しむやうな点が多々あるわけでありまして、公取委員長にお尋ねをするわけですが、八幡、富士の合併について、公取が事前審査の中でどのような態度をおきめになるだろうか、実はかたずをのんで見守つていたわけでありまして、私どもは新聞を通じて知る以外にはない。確かにいま委員

長が言われたように、新聞の報道がずっと変わつてまいりました。想像記事だといふやうなことを実は感じておつたわけですね。ところが、私がどうも理解に苦しんでおりましたのは、こうした大きい合併の問題を事前審査という扱いをされた、そのことがどうもわからないのですが、たくさん小さい件数がある場合に事前審査といふこともあるいは必要であるかも知れません。この前の王子のときに、事前審査をおやりになつた、そのことと引くに引かれないという結果に実はなつたんじゃないかといふやうに私なりに判断をしておつたわけですね。法的にも別にこの事前審査といふことが制度としてはないわけですね。特に、この八幡、富士の場合に、あるいは王子の場合に事前審査という扱いをなさつた、そのことはどういふこととんでしやう。

○山田政府委員 第一の点といたしましては、事前審査と申しますのは、行政相談と心得ております。したがって、こゝろをどうしよと思ふものから事前に、これではどんなものでしやうか、法律に触れるものでしやうか、あるいは触れないものでしやうかといふ相談を受けました場合、行政機関としてはそれに親切に答へる必要があると思ひます。

それから第二点といたしましては、私どものほうでは独禁法に違反する疑いがあるという事実を探究いたしました場合には、こちらから積極的に調査をする権限及び義務があるわけでございます。したがって、合併するといふことが新聞紙上に報道され、また当事者からそういうことを聞きますれば、それを調査する義務があるわけでございます。これが内容審査の実態であると思ひております。

○中村(重)委員 いまの御答弁でも明らかのように、事前審査といふのは、公取の任務をきわめて有効適切に、しかも効果的に發揮するといふところに意味がある。ところが、私は結果が逆に出たんではないかといふやうに判断をしておるわけですね。ですから、いま堀委員からも指摘されたやう

はそういうことでは国民は納得をしない、こういうふうに思ふのです。そういうことにならなかつた場合、どうなるのですか。

○山田政府委員 私的判断というふうに仰せになりましたけれども、先ほども申し上げましたごとく、それほど判断のむずかしい、大切な、また国民経済に及ぼす影響の大きい問題を判断いたしたすため、ほかの官庁には例の少ない数名の委員をもつて構成する行政委員会という制度が置かれておるものと私は考えております。したがって、五人の委員が全知全能をこぼした判断、それにおまかせいただくのが適當である、私どもも適當な判断をしたいと思ひます。

○中村(重)委員 私があなたと申し上げてゐるのは、あなたは公取委員長ですから、公取委員会の代表というよりなことで申し上げてゐるのであります。おっしゃるとおり五人でいろいろ議論をしたでしよう。あるいは五人必ずしも同じようなことじゃなかつたかもしれません。しかし五人でいろいろ意見があつたにしても、一応まとまつた考え方の上に立つて問題点を指摘なさつたわけだから、あなたに一人名として言うことがいけなければ、適當な機会に五人出てもらうことになつたはずが、ともかくそういうことにならなかつた場合は公取委員会としてはどうなるのか、こういうのです。

○山田政府委員 これは非常に責任を感じます。

○武藤(嘉)委員長代理 佐野進君。

○佐野(進)委員 私は通産大臣の通商産業政策の重点と菅野経済企画庁長官の方針について質問する予定でありましたが、当面しておる鉄鋼合併の問題について、非常にまだ内容が明らかにされてない点等もございますので、若干この問題について質問し、時間の経過を見ながら本題に入れれば入つてみたいと思ひます。

いままでは、中村両委員から、昨日の公取の山田委員長の発表の内容についていろいろの角度から質問があつたわけでありまして、これはきよりの各紙が日本における経済政策の一大転換、いわゆ

る新しい紀元を画する重大事件である、このように一斉に報じておることから見て、この決定が非常に重要な意味を持つものと思ふのであります。したがつて、この重要な意味を持つ山田公取委員長の発表した通告の内容、こういうものについて私は私ども幾多の問題点があると思ふのであります。これについては昨年来この委員会においてもたびたび取り上げられ、私もたびたび意見を発表し、あるいは参考人等の意見を徴し、さらにこれに対する質問を續けてきたわけでありまして、しかしこれらの経過の中で私どもは、少なくとも公取の適正なる判断というものは、公取という立場に立つて、日本経済の現状と将来の国民生活の安定、経済の繁榮のために正しい結論を出してくださるものと、そういうような確信を持つて見守つてきたというのが偽らざる気持ちだと思ふのであります。しかるに、ここ一カ月間の公取の動き、これを追つて見るに、何か政治的な動きに左右せられ、的確なる判断をなすという名目のもとに一日と公取委員長の発言がその内容に微妙さを加へ、今日の結論が出ることはすでに十日ほど前の公取委員長の発言の中で予測されて、こういうような状況の中で微妙なる変化を續けてきておつたわけでありまして、したがつて私は、そこに公取として独占禁止法に基づいて設置される委員会として、先ほどお話しございましたかといふことについて、的確なる判断を下されたのではなくして、政治的な、あるいは外因的な要因によつてこの結論が下されたというように判断せざるを得ないのであります。私、ここの一月からずっと合併関係に関する一つの新聞の切り抜きをいたしました。ところがそれが毎日のように、しかも相当大きなスペースをもつて書かれておるわけでありまして、したがつて非常に重要な問題だといふことはこれをもつてしても明らかであります。そこで、公取委員長は今日のこういうような結論を出すに際して、委員会の決定はもちろんとして、なぜ昨日の結論を一般的に発表する

に際して、公取委員会として国会に対して、かくまでも深い関心を有する国会に対して適切な連絡の措置を講じなかつたかといふことについて、まず第一点、質問に入る前にお伺ひしておきたいと思ふのであります。

○山田政府委員 ただいまのお話の前段にございまして何か政治的、外因的の要素によつて私どもが判断を動かされたというふうなおことばがございまして、さういふ事実は絶対にございませぬ。

それから国会に事前に御連絡を申し上げなかつたといふことについてのお尋ねでございますが、これは先ほど来申し上げておりますように、いはば行政相談、窓口相談でございまして、最終的な決定でも何でもないわけでありまして、今後届け出書がかりに出るといたしますならば、その上で法律に基づいて成規の取り扱いを、審理をいたすわけでありまして、いままでのものは要するに内相談、かような性質のものでございまして、ただいま申し上げましたように処理をいたした次第でございまして。

○佐野(進)委員 そこまで聞いて、あと企画庁長官と通産大臣にそれぞれ聞きました、さらに公取委員長に質問を續けてみたいと思ひます。

私は、合併問題で一番問題になることは、これらの問題について、いわゆる管理価格、これに対する物価へのはね返り、あるいはこれら企業におけるところの今回の合併が寡占体制を現実的に決定するものである、こういうふうなことに對して日本経済しかも当面する物価問題に對して非常に大きな影響を与えるものだ、こう考へておるわけですが、先ほど来の質問にもありました、経済企画庁は、この寡占体制下における寡占体制といふものに対して、あるいは物価問題との関連の中で、先ほど来のお話にあるように、菅野さんは大いに賛成だ、合併はコストを下げ、コストを下げれば価格が安定する、こういうふうな形の中で非常に積極的な意思表示をされておるが、日本経済の今後の運営をはかるために経済企画庁と

しては寡占体制を強力に推進する、こういうような意図あるいはそういうような指導をなされるお考えであるのかどうか。この点をひとつお聞きしておきたいと思ひます。

○菅野國務大臣 寡占体制といふこと自体についても、まあいろいろ問題があると思ひますが、まず第一に考へなければならぬことは、日本の企業が今日國際的な企業になつてきておる。そこで國際競争に耐え得るような日本の企業を育てなければ、日本の企業は成立しないといふことがあります。

〔武藤(嘉)委員長代理退席、委員長着席〕

そこで、この鉄鋼という問題は、國際市場の商品でありますからして、したがつて國際競争に耐え得るような企業にしなければならぬ。それにはやはり外国が大企業であるがゆゑに、それに対抗するようにしなければならぬ。また、ことに最近においては外国では生産性の向上といふことについて非常に設備の改善をやつております。したがつてそれに対抗できるためには、やはりこちら側も大型化していかなければならぬといふようなことで、そういう意味でまず私は今度の場合は賛成といふことを申したのであります。

そこで問題は、国内における価格が上がりはせぬかといふ心配、それについては公取からいろいろ問題点を指示されておるのであつて、それに対して対応策を講じた場合には考へるというように公取は言つておるのでありますからして、したがつて私は、国内価格においてもそれはどの問題にはまあ起らないといふように考へておりますからして、そういう点において今度の企業の合併、富士と八幡の合併といふものは賛成すべきではないか、こう考へた次第であります。これが国内価格を高める、寡占価格を支配するといふような問題を心配されれば、もちろん私もそのほうでは賛成をいたしません。

○佐野(進)委員 長官、鉄鋼の問題については、もちろん近代化し、それぞれ國際競争力に對応しなければならぬといふことになることは、これは

当然考えられることですが、しかし、現実の問題として、わが国の鉄鋼生産力は、いまや非常な勢いで伸びており、この伸びに対してアメリカ等においては鉄鋼の輸入制限をしようとし、これに対する自主制限をもうすでに協定が終つておる段階です。そうすると、これらの状態の中における外国とのいわゆる競争というものは、一体どういうようなことなのか。結局、これは外国との競争というものでなくして、日本は輸出国としての巨大な地歩を占めておる段階において、名目は外国との競争とはいひながら、実質的には国内産業における競争の競争、それに対応するための合併、いわゆる住金の追い上げであるとか、その他の形の中における競争のそういう追ひ上げに対応するために合併が行なわれるのだ、したがって、その合併という形の中におきましては、非常に巨大なるシェアを占める部門があるのだ、これは明らかに、鋼矢板のごときにおいては九十数%のシェアを占めるということになれば、この一会社におけるところの価格というものがすべて日本におけるところの流通価格を決定するのであるからたいへんだというような議論があつたわけですよ。そうなるべくと、いま言われたような、鉄鋼に関する、ほかの問題は別として、鉄鋼に関する限り、外国との競争に際しては、この合併が賛成だといわれることはちよつとふに落ちないと思ひわけです。これらについてどうお考えになりますか。

○菅野国務大臣 製鉄業は今日世界的に非常に競争の企業になっておりますが、いま現在の時点においては日本の生産性が一番高いのです。したがって、日本の鉄鋼が海外に輸出されております。しかし、それに対してアメリカも英国も相当の設備の拡張をやつて、生産性を高めることをやっております。したがって、それらの競争に特来勝つためには、やはりいまから準備をする必要がある。そういう意味において、私は、この際合併して、そして生産性を高めるようにやつてもいいというところで、これは生産性を高めぬよ

うな合併なら初めから反対です。合併することによつて生産性を高めるといふことの前提の上においてわれわれは合併に賛成しておるわけですよ。そういう将来の国際競争に勝てるようにしたいというところでやつておるわけでありまして、現在の時点においては、もちろん日本の生産性は高いでしょうが、これに甘んじていいというものは決してないと思つております。まだまだ、もつと生産性を高めるようにくふうしなければならぬ、こう考へておりますから、そういう意味において、私は国際競争上の立場から合併に賛成をしておる次第であります。

○佐野(進)委員 国際競争に耐え得る企業ということになるならば、いま鉄鋼を除いた日本における各種産業の中に数多く存在すると思ひます。特に資本の自由化を控へ、あるいは低関税国の追ひ上げ等を控へて、そういう企業は非常に多いと思ひます。したがって、これらの企業の中に合併の機運がそれぞれあることは事実であります。しかし、内部的に、その他のいろいろな条件の中で、合併をせずしてその競争力を十分発揮する形の中において、国民経済の健全なる発展と即応しながら、今日日本経済はある程度前進し、大をなしてきていると思ひます。だから今回の八幡、富士の合併問題が感情的にいいとか悪いとか私は言つては行なわれぬ諸条件が、大臣がよく口を開けは言われる国際競争力に對抗するために国内企業の合併が必要だといふことは、この鉄鋼合併の今回の問題については、そう当てはまらないのではないかと。むしろ国内企業の競争にうちかつたために企業合併を行なうといふことであるのではないかと。そのうなると、国内企業間における競争、あるいは自由なる競争を制約する手段として合併が行なわれるような形になるならば、日本経済の健全なる発展を阻害する幾多の要因がこれに関連して出てくると思ひます。しかも日本における最大の企業の合併に対して、いま政策的に外国勢力との国際競争力にうちかつたために賛成だといふこと、しかも管理

価格をはじめとして、日本経済の企画をなさんとする経済企画庁が、これらの問題についていまだしく掘り下げた議論を展開せずして、通産大臣と違ひますから、ただ単にこの際国際競争力にうちかつたために賛成だ、と、軽々にそういうことをお話しなされるというところは、佐藤内閣全体がそうなんだからおれはそれで言つておるのだ、こう言われれば別だけれども、経済企画庁長官としては少しお粗末ではないかという気がするわけですが、これについては私ははっきり言つていたが、これについては、国内競争力にいまの八幡、富士の合併で対抗していくため、この際これを認める形の中において企業の競争力を存続させるために必要であつて、あえて国際競争力については現在もつてすれば、国際競争力にうちかつたために日本企業全体、鉄鋼企業全体を統合しなければならぬ、合併することが必要だといふことにもうかがわれるわけですが、基本的な政策の面としてその点をひとつお伺ひしておきたいと思ひます。

○菅野国務大臣 御承知のとおり、八幡、富士はもとひとつの会社であつたのでありますから、したがって、これが合併することによつて、私は生産性が高まるという考へをいたしておりました。そこで、現在の時点で、先ほども申し上げましたとおり、幸ひ日本の製鉄業といふものは生産性が高い。したがって鉄鋼は売れておりますが、しかし、これもみんなやはり外国へ売りたいといふところから、みなそれぞれ生産性を高めてまいつたのであります。問題はやはり国際競争です。外国市場といふものが目当てで日本の製鉄といふものはこれほど発展してきて、最近においては英国やフランスへも輸出するといふ状態になつてきたのですが、しかし相手方は脅威を感じておりますから、したがって日本の鉄鋼に對抗するような企業にしたいといふことで、向こうでも合併並びに生産性の向上といふことについていろいろ画策しておりますけれども、われわれはやはり将来といふことを考へて、目先のことはかり考へてはいか

ぬ、今後の製鉄業あるいは鉄鋼というものは将来どうあるべきかといふことで、やはり長期的な視野でわれわれは考へていかなければならぬ。こう考へておりますから、したがっていま申しましたとおり、現在の時点の立場を見て賛成、不賛成を言つておるわけではありませぬ。将来の日本といふことを考へて私は賛成だ、こう言つておるわけですよ。

○佐野(進)委員 もちろん将来を見通して政治をやることは必要でしょうけれども、やはり現実も見なければならぬと思ひます。いわゆる合併による効果といふものがいろいろあることは、それはもう新聞を見ているのだから、あるいは話を聞いているのだから、だれだつてわかるわけですね。しかし、その合併によつて起こるであろう弊害ないしそれに基づいて発生する日本経済全体に与える悪い影響、こういうものをどう考へるかということが政治だと思ひます。そういう面からすれば、いま鉄鋼はアメリカとの関係においては自主調整をしなければならぬ段階で、あるいはそれが進んでくれば生産調整しなければならぬ段階になると思ひます。そうした場合には、いま八幡なり富士なりが合併することによつて生産力をあげて、そして他の同業との競争をどうぞん激化するといふことよりも、むしろそれらに對して優位な地位に立つて支配力を固める、こういふふうな発想になつていくとすると、これはたいへんなことになると思ひます。これはこの合併だけの問題でなく、日本経済全体に与へる、いわゆる寡占体制といふものが独占形態へ進んでいく一つの道順として、いまの政府のおとりになつて、特に経済企画庁という立場に立つておとりになつておることは、これは少しまずいのではないかと、こういうことを私は申し上げておるのであります。

○菅野国務大臣 そういふ国内的な悪影響を及ぼす場合であれば、われわれはもちろん賛成しないのであります。その点については、公取のほうからちゃんと問題点を指摘されておるのであります。

○佐野(進)委員　ですから、私、公取委員長に申し上げておるように、公取委員長は最初のころかからだんだんよろめいてきたのですね。よろめいてきたということは、新聞記事における一連の発言の経過を見るとわかるのです。これはあとで質問しますけれども、そういう言い方に対して、日本経済の原則を確立する経済企画庁が、いま大臣のお話しのような形からすると、国際競争力の強化のためのはやれやれとけしかけている。それが、独禁法という法律を解釈し、運用について厳密なるもの立場に立つべき公取の委員長が、経済政策上の面から今日の八幡、富士の合併を認める方向の中で事前審査、事前調査もして結論を出した、こういうふうに考えられるからいま申し上げたわけです。

私は入籍、富士の合併というものは、いわゆるこの合併が行なわれるという形になるならば、日本におけるあらゆる企業は、合併をすることのできない条件というものは全然ない。少なくとも二社間の合併ということになるならば、ほとんど今合併を食いとめるというか合併してはならないという条件は一つもなくなると思ふのです。そういふ意味において、今回の合併問題というものは非常に歴史的な意味を有すると思ふのです。そうすると、合併によつて利益を得るのは——その合併によつて一つになった会社そのものが利益を得ないなら、合併しておるわけがございせんから、利益が

○大平国務大臣　佐野さんに簡提として申し上げておきたいのでございますけれども、わが国はいまあなたも中小企業の問題に言及されましたが、昔から二重構造を持っておる。高生産部門と低生産部門の混在した形になっておる。そういう国柄でありますし、それから企業の数から申しましてもむやみに多いわけです。近く中小企業白書を国会のほうに御提出申し上げますけれども、最近十年間ずっと見てみましても、中小企業の数が増えだんだんふえてきておるわけです。つまり、企業の数が増え先進国に比べてまして大体多いということがおまる。それから第二は、たいへん競争が激しいといふところ国柄なのでございます。

それで、あなたがたみたいみじくも御指摘になったように、合併をするといっても、企業者の意識の問題がありまして、利益だから合併しようかという簡単なものではなくて、人的な関係、歴史的な関係、いろいろな沿革もありまして、なかなか容易に合併の決意はつかぬと私は思っています。それで、今度八幡、富士がたまたま合意いたしましたのも、これは政府が懇懇したとが命令したわけではないのです。あの二つの会社、が合意して合併に踏み切られたということでございます。それと、で、私どもの立場では、これによりまして企業

そこ、問題は、そういうことが条件に合っているか合っていないか。これは公取さんのほうでいま御審議中でございます。そういうことを前提にして、私は、この問題が非常に大きな事件である、日本の産業政策を左右する大きな事件である、とは評価しております。きわめてあたりまえのことであると考えております。

それから、中小企業の問題でございますけれども、先ほど申しましたように、中小企業の成長力、繁栄力と申しますか、これは依然として根柢的なものがございまして、また、経済に対するウェイトもそう落ちておりません。生産性もだんだん上がっております。しかしながら、規模から申しまして、また生産性の水準から申しまして、技術の水準から申しまして、なお依然としてバッドワーカーであることは認めます。したがって政策は中小企業政策に傾斜すべきものでございまして、大企業との合併はそれなりのメリットはありますが、しかし私どもの政策のアクセントはあくまでも中小企業の体質の改善というところに置くべきである。そうすることによって経済の体質を変えなければならぬ。ただ、非常に競争が激しくて、非常に成長力が高いものでございまして、政策がいまカバールしておる範囲とか深さとかいうことになりましたと、いろいろ御批判があらうかと思ひますけれども、私どもの産業体制の政策的アクセントはどうしても中小企業の強化に置かねばならない。そうしないと、先ほど菅野長

○佐野(進)委員 大臣が、今度の合併はたいしたことではないんだ、日常起き得る一つのできごとにとはしかなくないんだ、こういふように言われておるとすると、大臣の時代感覚というか——通産大臣として、通産行政を担当する大臣として、ことばの表現としてそう言われたのであれば別として、同じ表現であつたとしても私はちよつと不謹慎ではないかと思うのです。ということは、今日日本において企業が数多くあるけれども、その企業は千差万別であつて、その企業がどう維持し発展していくかという点については、みな骨身を削るような苦勞をして、それぞれ対策を立てておるわけです。その骨身を削るような対策の一つとして、いわゆる大型合併というものも出てきたと思はし、小型の合併というものはもうすでにそれこそ日常茶飯事のように出てくると思う。しかしそ

は、合併についてもいわれる独禁法に規定されているように、その経済発展に即応して必然的に起き得る合併、これが独禁法の自由なる競争を阻害しないという形の中において行なわれることは、ついで、われわれは何も反対して行なわれるわけでもないのです。ここでそれがいけなしいというこの議論をしておるわけじゃないのです。そういうことが起きたことについて、日常茶飯事のできごととして一だと言われることについて、私どもはそれと違ひますと言うわけじゃない。ただ、八幡と富田という巨大なる産業、日本においても最高の資金を有する二つの会社が結合することによって、いわれる最大規模の寡占体制ができて上がるということなんです。だから、こういふようなことは、日常茶飯事の一つでございますよということにな

てくれれば、通産行政としては大型合併けつこう、
 ほとんど寡占体制を強化していけ、こういうよう
 なことばにわれわれは理解せざるを得ないわけだ
 す。そうすると、そういう政策が佐藤内閣の政策
 であり通産行政の基本だ、日常茶飯事の一つの
 きことだということに私は解釈します、と大臣が
 言われるならば、今日置かれて中堅企業ない
 し小企業の方々は一体どうして浮かばれること
 ができるかということです。今日あなたも御存じの
 とおり、これは重工業局長がいれば答えられ
 と思うのですが、八幡系列の鉄鋼業と称する中
 いて末端の荷扱いをする、いわゆる直接消費者
 手渡す問屋に至るまで、八幡という会社の一つ
 の系列に属するのがただけあるんです。これはも
 り相当大きなウェイトを占めて、いわゆる八幡の
 会社です。よといふことで何十億の会社がある、八
 幡系の会社だけで何億の会社がある、あるいは何
 千万の会社がある。それがいよいよゆるる系列会社
 として現存するのが日本の経済、いわゆる鉄鋼業界
 における現実ではございませんか。これは富士も
 そうでしょう。二つの会社が合併するといふこと
 は、二つの会社の役員が何人になるとかどうかと
 かいうことではなくして、末端中小零細の業界に
 与える影響、さらに直接消費する人たちに与える
 影響というものはきわめて大きいのです。これは
 もり通産大臣よくおわかりだと思ふのです、そう
 いういろいろな条件については、そういう形から
 すれば、合併問題というものは単なる日常におけ
 るところの一つのことでなくして、それらの
 いわゆる大きな会社——さつきは経企庁長官に對
 しては企業間の競争について申し上げましたけれ
 ども、通産大臣としては、いさしききめこまか
 な、中小といふか、大の会社も入りますが、そう
 いうような関係企業ないし関連企業に対する政策、
 これが一般中小企業者、関係する人たち全部に与
 える影響に対する対応策を当然この際考えておか
 なければならぬのじゃないか、こう思ふのです
 が、そういう点については全然日常茶飯事のでき
 ごとだから私はたいして気にしていません。こう

いうことなのか、この際お聞きしておきたいと思
 うのです。
 ○大平国務大臣 私がいよいよ申し上げたのは、こ
 合併がかりに認められるという事態になって、合
 併ムードが出て、とうとうたる合併になるのじゃ
 ないかという御懸念は私にだるうと思ふ。とい
 うのは、合併にはそれぞれの個々の事情がござ
 います。それから現に、先ほど申しましたように、
 もり企業意欲は旺盛でございまして、雨後のタケ
 ノコのようにたくさん企業がふえてきてまして、
 少し企業数が多過ぎるのじゃないかと思ふくらい
 成長が旺盛だといふことを申し上げたわけござ
 います。
 それから第二点で、今度はあなたのしほられた
 御質問ですが、八幡と富士の合併によつて、その
 系列の下請、親子の企業関係、こいいたものは
 は、私どもの産業政策の問題といたしまして、過
 渡期の摩擦は避けるように、賢明にきめこまかく
 指導していかなければならぬ、これは当然ござ
 います。
 それから中小企業の問題は、今度の白書でも一
 応の展望を出すつもりでおりますけれども、やは
 り後進国もだんだん追いついてきております
 し、したがってできるだけ高加工度のものにだん
 だん進化させていかなければならぬので、底
 上げをやらなければならぬので、そういう点
 に力点を置いた政策を着実に実行していかなけれ
 ばいけない。先ほど申しましたように、政策の力
 点はそこに置かなければならぬ、こう考えており
 ます。
 ○佐野(進)委員 それでは通産大臣にいまの点、
 両方の系列会社の数と資本金、それに与える影響
 等もありますので、どの程度なのか、ひとつあ
 りてもいいですから、この質問が終わるまでの間
 にちよつと調べて御返事をいただきたいと思ひま
 す。
 それからもう一つ通産大臣に聞いておきたいこ
 とは、いわゆる八幡と富士の合併が行なわれ
 ば、いま私が申し上げている経過からいへば、当

然もう独禁法というものはあつてもなきがござ
 ものだ、あと残されたものは弱い者いじめであつ
 て、いわゆる零細か中小かわからぬけれども、何
 か営業上のミスその他があつたりなんかすると
 き、ときどき独禁法に基づいて対処すれば公取の
 役目は終わったのだ、企業合併とかいふゆる自由
 なる競争を阻害するといふ大の部面におけるこ
 ろの対策は必要ないんだ、おそらくこいいうよう
 な解釈に通産大臣も経企庁長官も考へて、独禁法
 はもうわが意のままなり、こいお考へになつてお
 られると思ふのですが、こいいうような形の中に
 おいて、独禁法をもつと強化したらいじやない
 か、もつと独禁法というもののあり方をこの際改
 めて、日本の経済の今日の状態に即応するよう
 に改正したらどうかとか、あるいはもう少しゆる
 したらどうかとか、いろいろ意見が出ておるの
 です。こいいう点について通産大臣は、現在のこ
 の時点の中で独禁法改正についてどう考へになつ
 ておるか、この際ひとつお聞かせ願ひたいと思
 います。
 ○大平国務大臣 独禁法は骨抜きになつておる
 といふことは、私は毛頭考へておりません。現に生
 きて非常にきびしく働いておると思ひます。公正
 取引委員会が事案として審理される案件が多い
 少ないかといふこと以外に、この法律があるとい
 う存在自体が、産業界の意識の中に独禁法は生き
 ておると思ふのでございまして、日本経済秩序の
 中の根幹的な法律だと私は考へておりまして、こ
 れは高く評価しておるのであります。これがもう
 骨抜きになつて薬籠中のものに入つたなどとい
 う大それた考へは、私は気が小さいのかもしれま
 せんけれども、そんなことは全然考へておりませ
 んから、誤解のないようにお願いいたします。
 それから第二点といひまして、いままでい
 ろんな合併案件が審理されて、あるいはおやめ
 なつたものもあるし、認められたものもあるよう
 ございまして、私は、現在の状態でもこいこの法律は
 絶対変えなければ産業政策をやれないじやないか
 とこいいうような考へは毛頭ございせん。この

法律の示す秩序の中で私どもが産業政策を鋭意行
 なつていけばいいし、足を踏みはずしていけば独
 禁法に触れるという場合は、公正取引委員会のほ
 うで厳正に処置されるということでもよろしいん
 じやないかと私は考へるのでございまして、この
 法律について、ひとつこれをいじつてみようなん
 という考へ方はみじんもございせん。
 ○佐野(進)委員 それでは公取委員長にこれから
 質問しますが、いまの問題に関連して、今日の合
 併問題を取り扱つてこられた、あるいはいろいろ
 な問題についてお取り扱いをなさつてこられた経
 過から、独禁法の改正問題について公取委員長は
 どう考へになつておるか、ひとつお聞かせいた
 だきたい。
 ○山田政府委員 初めに第一の点といひしまし
 て、何か今回の合併がかりに認められるようなこ
 とがございしますと、独禁法は骨抜きになるよう
 な御発言がございしましたが、私は決してさうな
 ことはないと確信をいたしております。こいこい
 し上げるようございしますが、合併の認可にあた
 りましては、法律を形式的に適用するといふこと
 ではございせん、各種の要因、先ほど来くど
 く申し上げておりますように、業界の特に競争者
 の牽制、需要者側の地位、その他新規参入でござ
 いますとか、繰り返しませんけれども、各種の要
 因、またはその特殊性を勘案いたしまして判断を
 いたしておりますので、独禁法十五条といふもの
 が死文になるといふようなことは全然ないわけ
 でございます。
 それから、ただいま通産大臣もおっしゃつて
 ございましたが、次第におかけさまで財界におい
 ても独禁政策といふものが意識のあるものである
 という御理解は、徐々にではございしますが、広
 がつておるうちに私は感じておるのでございま
 す。一般の御理解、御支持を次第にいたしてい
 ておる、かように考へております。
 法律の改正といふことでもございしましたが、緩和
 論もあり、あるいは強化論もあるものでございま
 す。先般申し上げましたように、独占禁止懇話

出てくるというのは、これはもう時代の趨勢なんということだけでは言い切れない。日本経済の中における委員会の占めるウェイトというものは非常に高くなってきていると思うのです。そういう状況だったら、私、白紙ですということだけでは

いですでに公取委員長は今日の事態を当然意思表示しておる、こういふぐあいに感ずるわけですが、これについてその見解を、どういふ心境でこのういふ見解になったのか、それをお聞かせ願いたい。

ら、鉄鋼合併には反対であるという決議をして、決議文をつくって各方面に配付したということが、これまた報道されているわけです。こういうことになる、いま言われたように、独禁法を弱体化したり独禁法を骨抜きにしたりすることではなく

といふのです。決議文のあらましは、独禁法はいままで困難な道を進んできたが、良識ある人々の支援で着実に経済活動の中に浸透してきた。しかし今度の大型合併の審議は、独禁法の将来に重大な影響を与えるとみられる。ところが昨年から

の審議で各種の不当な圧力があり、公取委の公正な判断が妨害されるおそれが生じている。職員組合は公取委が従来の公正な態度を守ることを確信し、独禁法に対する圧力を排除して独禁法の弱体化に断固反対する。こういうことをいっておるのです。これといまあなたの答弁とはだいぶ違ふんじゃないですか。

○山田政府委員 私から、いずれの方面からも圧力をかけられたという事実は全然ない、ということと了解してもらったわけでございます。

○佐野(進)委員 それではいずれの方面も圧力をかけてないということをもっとも圧力をかけられなかったからそうなりましなどという事は答弁できないから、それはさうだろうと思うのですが、しかし職員組合がこのような決議文を委員長に出し、あるいは新聞に報道されておるといふことは、この委員会というが委員会事務局内部においても非常に重大な意見の相違が存在している、全体を含めた形の中においてもこの問題については相当重大な意見の対立がある、こういうふうに私は判断せざるを得ないわけですが、そこで事前審査に対する通告はしましたけれども、結論はまだ出ていないわけですが。

そこで私、二、三これからの問題として質問してみたいと思うのですが、公取委員長が昨日の結論を発表するについては、委員会の中で四時間近くも激論を戦わせてこの結論になった、こういうことですね。それは事実ですか。

○山田政府委員 このところもう連日夜分おそくまで審議を続けていたわけでございます。ひとり昨日だけではございませんで、このところ、何日でございますかちよと忘れましてけれども、十日ほどの間は日曜も返上いたしましたして討議をいたしたわけでございます。それは各委員が十分自分の意見を吐露し、それをまとめてきたわけでございます。激論云々ということはいまございませんが、活発に討議をいたした、こういうことでございます。

○佐野(進)委員 十カ月にわたって審査をしてき

たわけですから、活発であつたか、激論であつたか、よくわかりませんが、何もきのうだけが問題点であつたとは思いません。ただし、きのう発表する直前に至るまで四時間にわたつてなお活発な意見の発表が行なわれたということは、私はよそから見て、公取委員会内部においてまだ相当程度調整を要する内部的な条件があるように判断をせざるを得ないと思つております。委員長はこのきのうの通告を出した問題については、公取委員会の内部における意見あるいはこれに関連する独禁懇話会等の意見についてはもう十分なる調整が済んだ、こうお考えになっておられるかどうか、この点ひとつ聞いておきたいと思つております。

○山田政府委員 それは人間がたゞさんおりますという、各人によつて判断が違ふケースはたくさんあると思つております。したがういまして、委員会及び事務局全員が全く同じ考えである、それから結論が同じでも論理構成が全く同じという事はないと思つております。しかし、それはどこまでも法律の定めるところに従つて民主的に委員会の意思が決定せられた、こういうことでございます。

○佐野(進)委員 それでは、民主的に委員会の意思がきのうは発表できる段階までなつたというぐあいに解釈いたします。

この民主的に手続が進められたということは、もちろん民主的な手段、方法はいろいろなやり方がありますけれども、少なくとも日本経済の将来を決定する重大な事項、この鉄鋼合併のような問題について全く委員長一人の判断ではないでしうけれども、しかし新聞記者の皆さんとの会見、その他この場所における質疑応答ということになると、遺憾ながら委員長一人の御判断ということになるわけですね。したがって、そういう点ではいふなればむしろ独禁法という法律のたゞまえからしても、企業の公正なる競争を守り、不当なるいろいろな条件を排除するといふそういう面からいっても、いまの全く外部に知らされない、知られないでいながら現実にはわかる、わかつたこ

とが事実上そのままになる、こういうような不明朗な形の中における取り扱いというものは、現在の情勢には即応しない。どうせやるならガラス張り、で、不当なる圧迫があつてもなんでもガラス張りで全部やれば、不当なる圧迫があつたとか、なかつたといふことはないのである。今後、この審査においても、これらの事前審査についてはもちろんであります。委員会の審査については少し明瞭なる進行というか、公開の原則を尊重するような方法の中において審査という合併の取り扱いを進められる御意思があるかどうか、この際お聞きしておきたいと思つております。

○山田政府委員 初めに、何か私がここに伺ひまして申し上げます意見ないしは新聞記者諸君に会ふと申すとき、御発言がございましたが、私一人の考えで決つてさうではございません。私は五人の中の一人でありまして、委員会の意向を代弁いたしております。たゞに私個人の意見としてはという注釈をつけて申し上げましたときは、それは私の意見でございますけれども、普通その注釈をつけなくて申し上げておりましたときは、これは委員会の意見でございます。

それから、委員会の議事を公開したらどうかというようなお話がございましたけれども、これは残念ながら法律の明文で委員会の議事は公開しないといふことに定められておりますので、その議事は公開いたすわけにはいきません。しかし、その内容の概要は、事あるごとに新聞記者諸君に会見したおりと何か私に私がスポークスマンとして発表をいたしておるわけでございます。

○佐野(進)委員 私も何も委員長が個人でやったといふことで聞いているわけじゃない。ただ、そういうふうな受け取られる可能性が十分あるではないか。しかもこの問題については政治的な圧力があつたとか、不当なる圧迫があつたとか、さらに委員長の発言のニュアンスもだんだん変化してきておる。こういうような形の中で職員組合の

反対とかいろいろな条件が出てくる。そういう形の中でいまのような問題を取り扱つていくことにしてはとかくの弊害があるのではないか。そういうような面において、いま少しこれらの問題については公取委員会でも断固たる——と言つては語弊がありますけれども、外部の圧力云々ということに感ぜられるといふような印象を与えることのないような運営をなさつてはいかうか、こう言つておるわけですから、その点はひとつそういう意味で御答弁をお願いしたいと思います。

もう本会議も始まる時間になりましたし、私もまだまだお聞きしておきたいことがたくさんあるわけですが、この辺で締めくくりにしなければならぬ状態になつてきたと思つております。

そこで私は、この合併問題については、きのうの通告をなされたということと、さらにその通告に對して両社のほうでいろいろな取り組みをせられ、さらに最終的な判断が出される、こういうこととなるわけですが、最後に締めくくりにして公取委員長と二大臣に御見解をお伺ひして質問を終わりたいと思つております。

公取委員長はこの問題について先ほど来いろいろ言われておりますが、私は職員組合の方々が、あるいはまた独禁法を守つてもらいたいといふ多くの素朴な感情を持つ庶民の方々が、公取のきのうの発表に對しては非常に重大な危機といふか心配をしていられるわけです。その心配にこたえて、独禁法を権威あらしめるために、これからの取り扱ひについても、十分ひとつ、先ほど来私が申し上げていられるような、外部その他いろいろな形のものをでなく、あなたを取り巻く人々としても独禁懇話会その他いろいろありますが、その人たちの意見を聞くと、今回の合併については相当批判的な意見が多いといふことを私いろいろな面から聞いていられるわけですが、そういういわゆる常識ある一つの条件の中で、独禁法の運用の責任者として対処していただきたいと思つております。このことについての決意をお聞きしたいと思います。それから通産大臣については、先ほど来申し上げ

けておるとおり、もう時間がなくなりましたけれども、それからさっきの資料も間に合いませんでしたけれども、いわゆる大型合併が与える中小企業をはじめとするそういう関連産業に対する対応策というものは、合併が出てきたという時点の中で、ただこれを認めて、競争のできる寡占ならいいんだということで放置することなく、それに関連するそういう問題について十分なる慎重なる配慮と取り組みを、それらの動きの中で、独禁法——公取の審査の過程の中においても、これをした場合においてはこういうことが発生する、それに対してはわれわれとしてはこういう対策が現に考えられておるといふような慎重なる配慮をしてもらいたいと思う。特に中小企業対策についてはしてもらいたいと思うのですが、これに対する見解をひとつお聞かせ願いたいと思います。

それから菅野さんは、前通産大臣だから、自分が通産大臣のときにこういう問題が出てくることを大いに希望していたということだから、企画庁長官になってもやはり同じような形でお考えになっておられるようですが、企画庁長官としての立場に立って、管理価格をはじめ、寡占体制という面について、経済企画庁という立場に立って、いまま少しくこれらの問題については慎重な配慮と具体的な対策をお立て願ひ、合併問題をどうしてこれほどまでわれわれが心配して議論するか、それにはそういう問題があるんだということを前提にして、ただいいんだいいんだということだけでなく、そういう一面に対する対策も忘れないで取り組んでいただきたいと思うのです。こういうことについてひとつ御答弁をいただいて、私の質問を終わりたいと思います。

○山田政府委員 従来とも、私どもは何らかの圧力に押されたというようなことは決してございませんことをここに申し上げまして、今後ともその精神は少しも変わりません。今後とも、独禁法の權威と申しますと、何か権力主義のように聞こえて語弊があると思いますが、独禁法の精神を十分に活用いたしてまいりたい決意でございます。

○大平国務大臣 これはまだ合併になるかならぬかわからぬ段階でありまして、合併について公取の一つの判断が示されておるわけでございますから、会社側が誠心誠意その対応策を講じられると思います。また私どものやらなければならぬことは私どものほうでやらなければならぬと考えております。かりに合併が認められるということになった際におきましては、いま御指摘の下請企業、関連企業の問題につきましては、摩擦が起きないように、第一義的には会社側がまず対応策を考えるべきであると思ひますけれども、産業政策の立場から、私どもも細心の注意と配慮を加えてまいるつもりであります。

○菅野国務大臣 従来から経済企画庁といたしましては、会社の合併については、国際競争力を強め、なおかつ一般消費者に不利益をもたらない場合に限り合併を認めるという方針でござっております。したがって、今度の場合は、国際競争力を強め、また一般消費者には悪影響がないということを確認した上で、われわれは反対しないということを言明したわけであります。弊害をもたらすような問題については公取のほうから指摘されておりますから、その解消の上でこれに賛成をしたわけであります。

○佐野（進）委員 わかりました。
○大久保委員長 本日の議事はこの程度にとどめます。

次回は公報をもってお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後一時五十四分散会

昭和四十四年三月三日印刷

昭和四十四年三月四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局